

松前町

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

愛媛県 松前町

はじめに

松前町では、平成30年3月に「健やかで やさしい 地域社会を目指す」を基本理念とする「松前町第3期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」を策定し、誰もが障がいや障がいのある人を理解し、住み慣れた地域の中で自立し、安心して暮らせるようノーマライゼーションの考え方を理念として、障がいのある人への福祉施策や日常生活の支援を行うためのサービス基盤の整備について取り組んでまいりました。

この度、「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度末で終了することに伴い、社会情勢や障がいのある人のニーズの変化等を踏まえ、障がいのある人への福祉施策の具体的な取組を更に推進するため「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今回の計画では、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等の社会参加に向けた支援や地域生活支援拠点等の機能の充実を図ることにより、地域における支え合いができる環境を整えるとともに、特別な支援を要する重症心身障害児や医療的ケア児への切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築についても推進してまいります。

今後とも、関係機関の方々と緊密な連携を図りながら、本計画の着実な実施に努め、障がい者福祉推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました、松前町障害者基本計画等策定委員会委員及び松前町地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や関係機関のヒアリング等貴重な御意見や御提言をいただきました皆様方に心から敬意と感謝を申し上げます。

令和3年3月

松前町長 岡 本 靖

目 次

第1章 計画策定に当たって -----	1
1 計画の背景・趣旨 -----	1
2 関連法令の動向 -----	2
3 計画の位置付け -----	4
4 計画の期間 -----	7
5 計画の策定体制 -----	7
6 愛媛県が定める障がい保健福祉圏域について -----	9
第2章 障がいのある人を取り巻く現状 -----	10
1 人口の状況 -----	10
2 障がいのある人の状況 -----	11
3 アンケート調査結果の概要 -----	18
第3章 第6期障がい福祉計画 -----	30
1 第6期障がい福祉計画の基本的な考え方 -----	30
2 障がい福祉計画における成果目標 -----	33
3 障がい福祉サービス等に係る見込量の設定 -----	41
第4章 第2期障がい児福祉計画 -----	61
1 第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方 -----	61
2 障がい児福祉計画における成果目標 -----	62
3 障がい児通所支援等に係る見込量の設定 -----	64
第5章 計画の推進体制 -----	66
1 庁内推進体制 -----	66
2 地域との連携 -----	66
3 計画の進行管理 -----	66
資料 -----	67
1 障がい者に関するマークについて -----	67
2 松前町障害者基本計画等策定委員会要綱 -----	70
3 松前町障害者基本計画等策定委員会委員名簿 -----	71
4 策定経過 -----	72

第1章 計画策定に当たって

1 計画の背景・趣旨

近年、我が国では「障害者の権利に関する条約」を批准し、障がいのある人への制度の充実が図られてきました。

平成30年4月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正され、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、自立した生活や就労に対する支援の充実や高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がいのある児童の多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備に向けた取組の強化が図られています。

さらに、障害者基本法第11条第1項を根拠法として平成30年3月に策定された国の障害者基本計画（第4次）では、計画策定に当たって共通する横断的視点として、新たに障がいのある女性などの複合的困難に配慮したきめ細かい支援やPDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進等が設定されました。

松前町（以下「本町」という。）では、平成30年3月に「健やかで やさしい 地域社会を目指す」を基本理念とする「松前町第3期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

このたび、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間終了に伴い、計画期間中における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実績や計画の実施状況を確認するとともに、改めて障がいのある人を取り巻く状況や課題など、本町の状況を把握した上で、令和5年度までの必要なサービスの見込み量等を示す「松前町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 関連法令の動向

障害者基本法改正以降の障がい者関連の法整備の主な動きは、以下のとおりです。

年	主な動き
平成 23 年	8月 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9月 「障害者基本計画（第3次）」策定 <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1月 日本が「障害者の権利に関する条約」を批准 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等 5月 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備に向けた成果目標の新設
平成 27 年	1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の対象疾病の拡大 等
平成 28 年	4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等

年	主な動き
平成 28 年	<p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 <p>5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 <p>8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 29 年	<p>3月 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児のサービス提供体制の計画的な構築に向けた成果目標の新設 等
平成 30 年	<p>3月 「障害者基本計画（第4次）」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援 等 <p>4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 <p>6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和元年	<p>6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 2 年	<p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等 <p>5月 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた成果目標の新設 等

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」です。策定に当たっては、国が作成する「基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」に即して定めることとされています。

① 市町村障害福祉計画

「松前町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法第 87 条第 1 項に規定する国の基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

（基本指針）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2～6 省略

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12 省略

② 市町村障害児福祉計画

「松前町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害児通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等を定めた計画です。

児童福祉法抜粋

第 33 条の 19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において基本指針」という。)を定めるものとする。

2～6 省略

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12 省略

(2) 基本指針見直しのポイント

国の基本指針については、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度末の目標を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として令和 2 年 5 月に改正されました。

基本指針の主な見直しのポイントは、下記のとおりです。

① 施設入所者の地域生活への移行
・自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数が減少傾向にあることを踏まえた成果目標の見直し及び障がい者の重度化・高齢化に対応するための障がい福祉サービスの機能強化
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の、地域における平均生活日数を都道府県が設定する成果目標に追加
③ 福祉施設から一般就労への移行等
・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。
④ 障がい者の地域生活の支援
・地域生活支援拠点等（※ ¹ ）の整備及び機能の充実
⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置
⑥ 相談支援体制の充実強化等
・市町村又は圏域による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や地域の相談支援事業者の人材育成の支援
⑦ 障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築
・サービスの提供に係る人材の研修

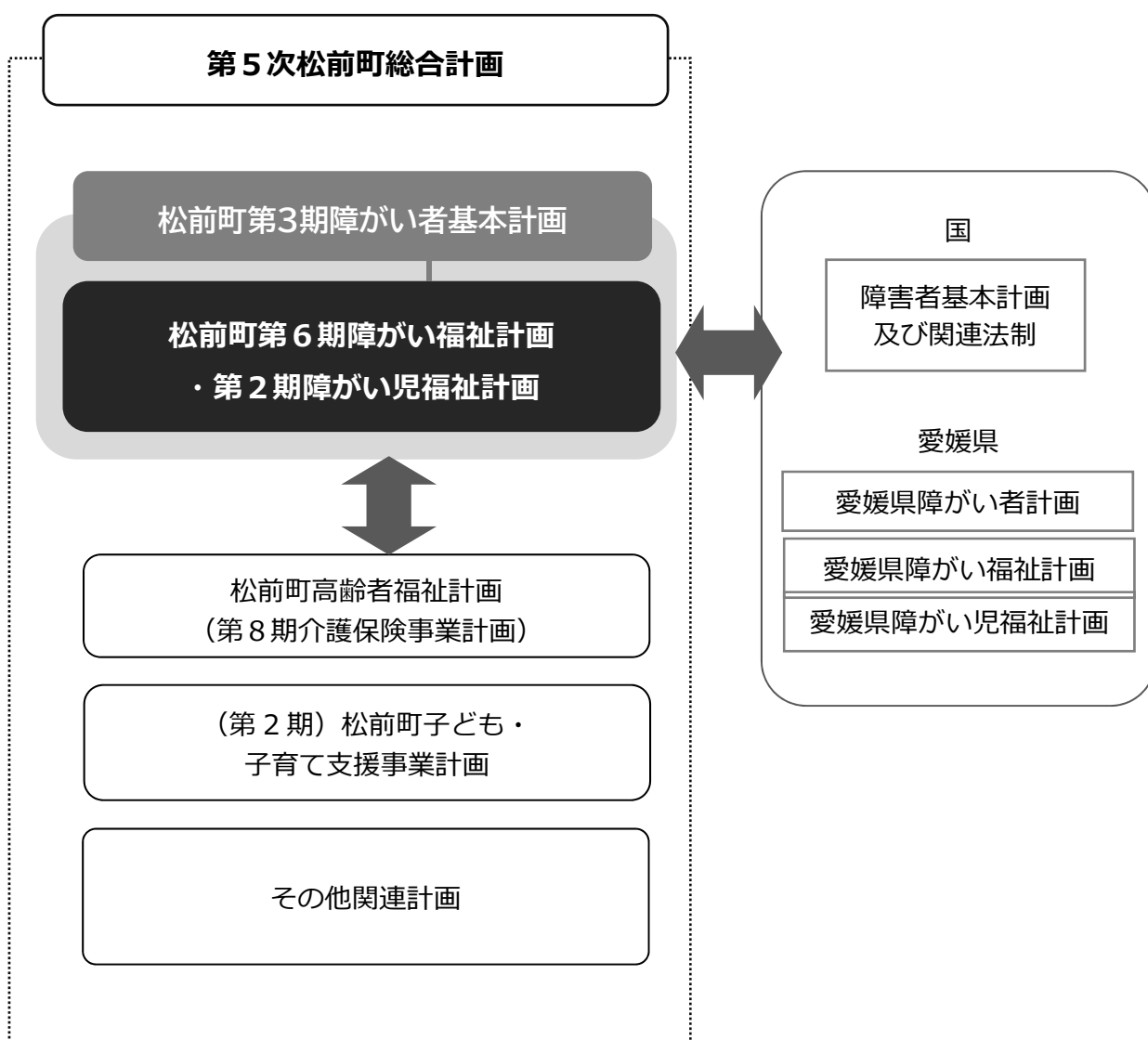
※¹ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のために求められる①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの 5 つの機能を集約して整備した施設を地域生活支援拠点といい、このような機能を持った複数の事業所や法人等の連携により必要な機能を確保する「面的整備型」と含めて地域生活支援拠点等といいます。

(3) 他計画との関連

本計画の策定に当たっては、本町の障がい者施策の基本方針である「第3期松前町障がい者基本計画」との整合を図りながら、町における最上位計画である「第5次松前町総合計画」をはじめ、「松前町高齢者福祉計画」や「松前町子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画と整合を図ります。

また、国の「障害者基本計画」及び愛媛県の「愛媛県障がい者計画」、「愛媛県障がい福祉計画」、「愛媛県障がい児福祉計画」等の内容を踏まえて策定します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第3期計画						第4期計画		
障がい 福祉計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画		

5 計画の策定体制

(1) 松前町障害者基本計画等策定委員会における審議

本計画は、学識経験者や関係機関・関係団体の代表者等から構成される松前町障害者基本計画等策定委員会において検討をいただき、その意見を踏まえて策定しました。

(2) 障がい福祉サービス等に関するニーズや生活実態の把握

① アンケート調査

町内に住む障がい者手帳所持者等を対象に、生活状態や障がい福祉サービスに関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	町内に住む障がい者手帳所持者又は児童発達支援等受給者証を所持する児童の保護者
調査期間	令和2年8月12日(水)～令和2年8月31日(月)
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数 1,524 件、回収数 741 件、回収率 48.6%

② 事業所調査

障がい福祉サービス等を提供している事業所に対して、サービスの提供状況や今後のサービス展開への意向などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	町内の障がい福祉サービス提供事業者
調査期間	令和2年7月17日（金）～令和2年7月31日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数14件、回収数14件、回収率100.0%

③ 団体調査

障がい福祉施策に係る障がい者団体に対して、活動における課題や障がいのある人の生活実態等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	町内の障がい者団体
調査期間	令和2年7月15日（水）～令和2年7月31日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数3件、回収数3件、回収率100.0%

(3) パブリックコメントの実施

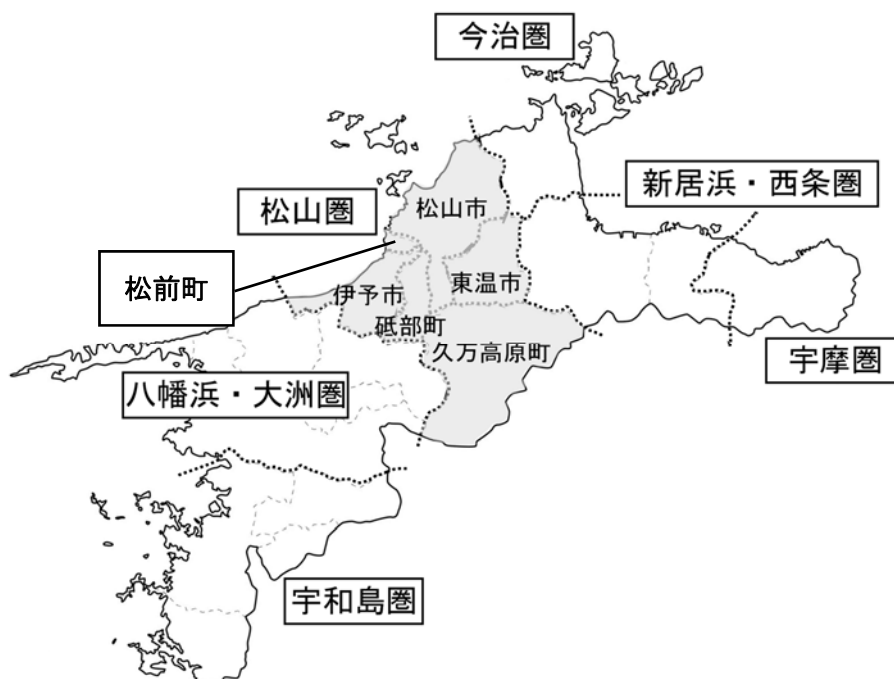
本計画の策定に当たって、広く住民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの実施時期は、令和3年2月16日～令和3年3月1日です。

6 愛媛県が定める障がい保健福祉圏域について

本町における障がい福祉政策の推進に当たっては、国及び県との連携を図っていきます。

県は医療、保健、福祉に関する計画との整合を図るため、障がい保健福祉圏域を設定しています。本町は、障がい福祉サービスを提供するに当たっては、県が設けている障がい保健福祉圏域の松山圏を構成する他の市町（松山市、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町）と十分な連携を図ります。

■愛媛県が定める障がい保健福祉圏域



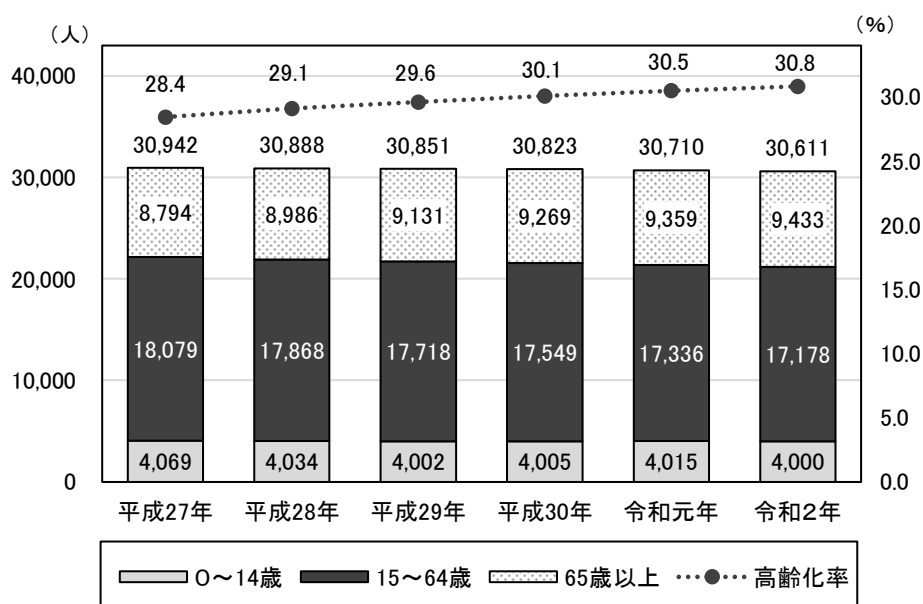
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の状況

本町の総人口の推移を見ると、平成27年以降微減で推移しており、令和2年は、30,611人となっています。

年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少し、65歳以上（高齢者人口）は増加が続いています。高齢化率が平成30年には30%を超え、令和2年では30.8%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

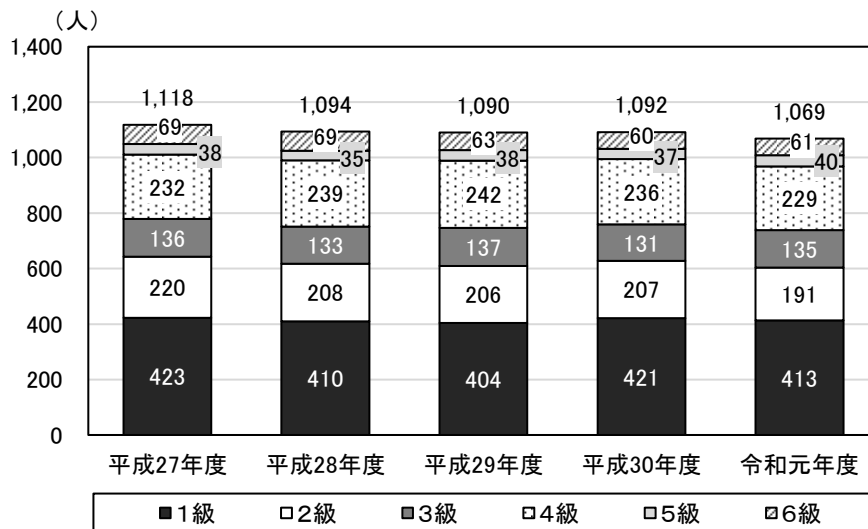
身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、減少傾向で推移しており、令和元年度は、1,069人となっています。

等級別に見ると、いずれの年度においても1級が最も多くなっており、令和元年度では、1級が413人、次いで4級が229人となっています。

障がいの種別別に見ると、いずれの年度においても肢体不自由が最も多くなっており、令和元年度では、肢体不自由が548人、次いで内部障がいが367人となっています。

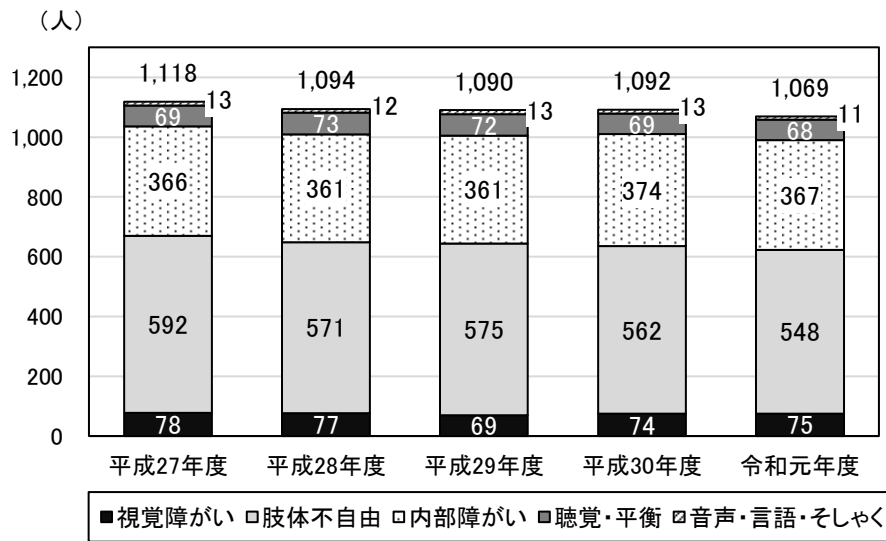
年齢別に見ると、令和元年度では、18歳未満が21人、18歳以上が1,048人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



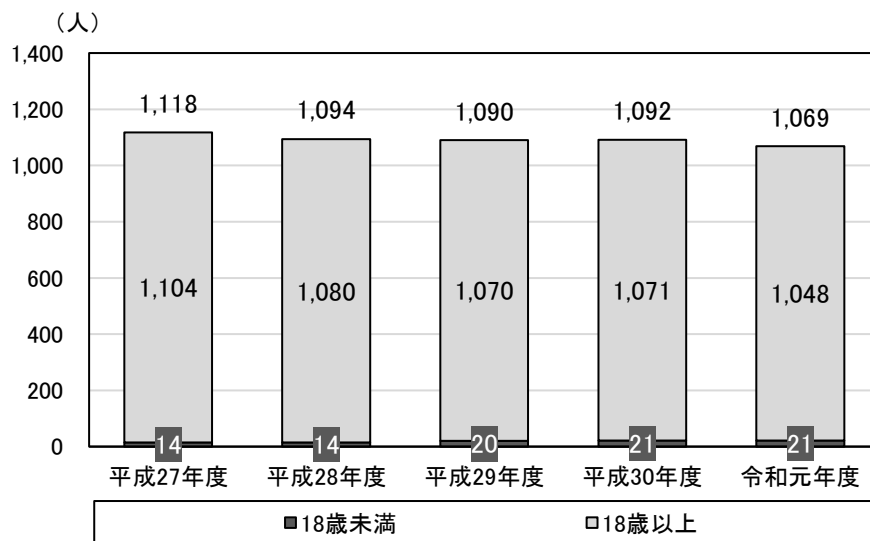
資料：福祉課（各年度3月末）

■ 身体障害者手帳所持者数（障がいの種別別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

■ 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

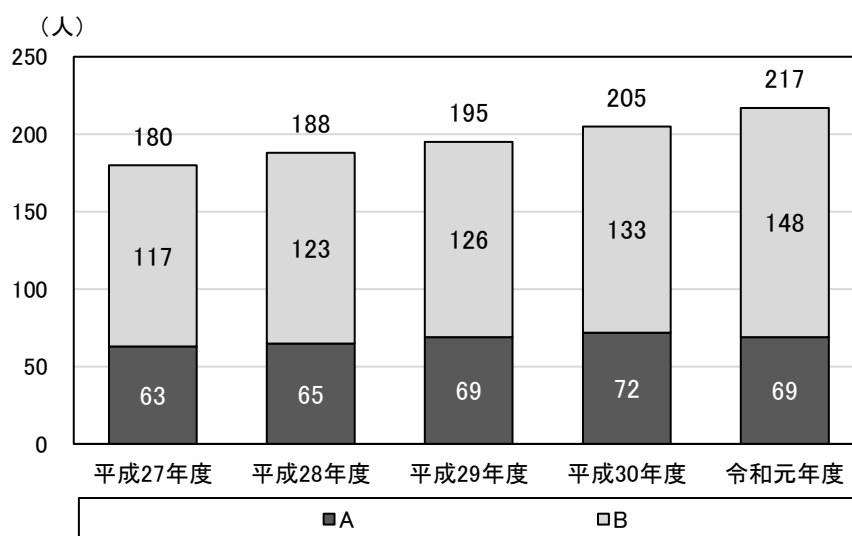
(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移を見ると、平成27年度以降増加しています。令和元年度は、217人となっており、平成27年度より37人増加しています。

程度別に見ると、A（重度等）よりもB（中度・軽度）が多くなっており、Aは横ばいで推移していますが、Bは増加傾向にあります。

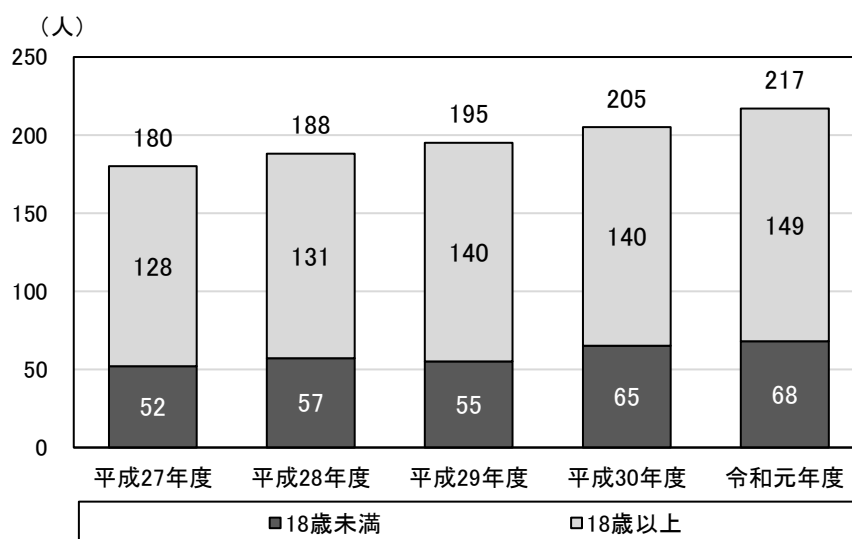
年齢別に見ると、令和元年度は、18歳未満が68人、18歳以上が149人となっており、身体障害者手帳所持者数に比べると、18歳未満が占める割合が高くなっています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

■療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

(3) 精神障がいのある人の状況

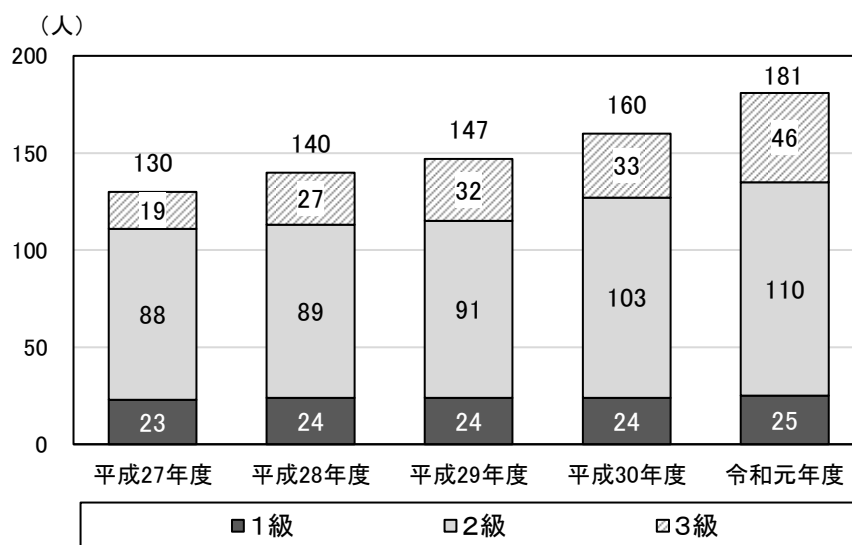
① 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、平成27年度以降増加しています。令和元年度は、181人となっており、平成27年度より51人(39.2%)増加しています。

等級別に見ると、2級が最も多く、半数以上を占めており、1級は横ばいで推移していますが、2級、3級は増加しています。

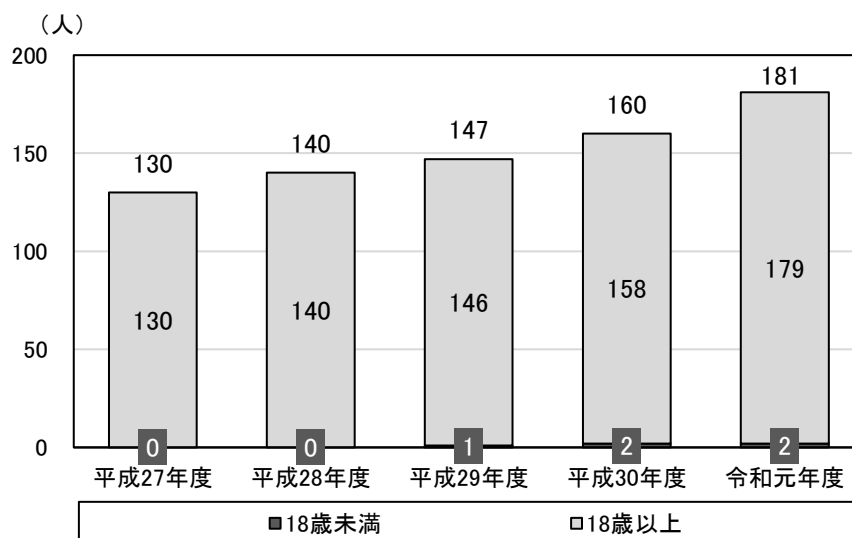
年齢別に見ると、令和元年度は、18歳未満が2人、18歳以上が179人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

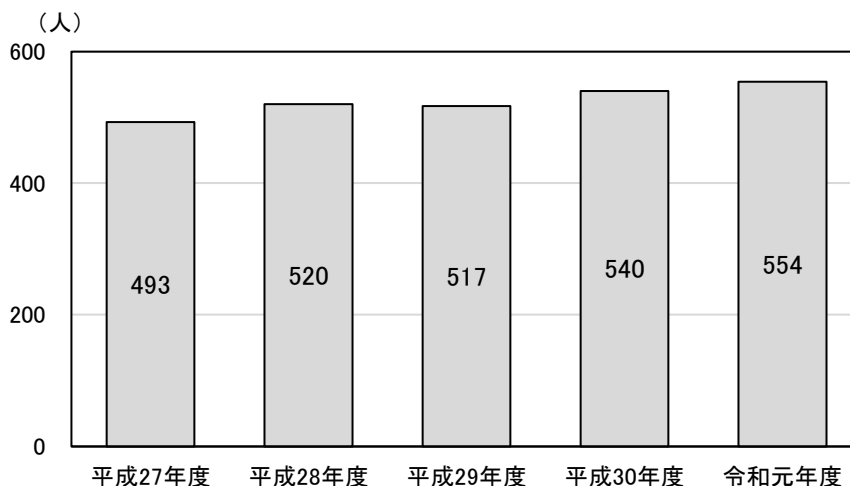


資料：福祉課（各年度3月末）

② 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移を見ると、平成 27 年度の 493 人から増加傾向にあり、令和元年度は、554 人となり、平成 27 年度と比較すると 61 人（12.4%）増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

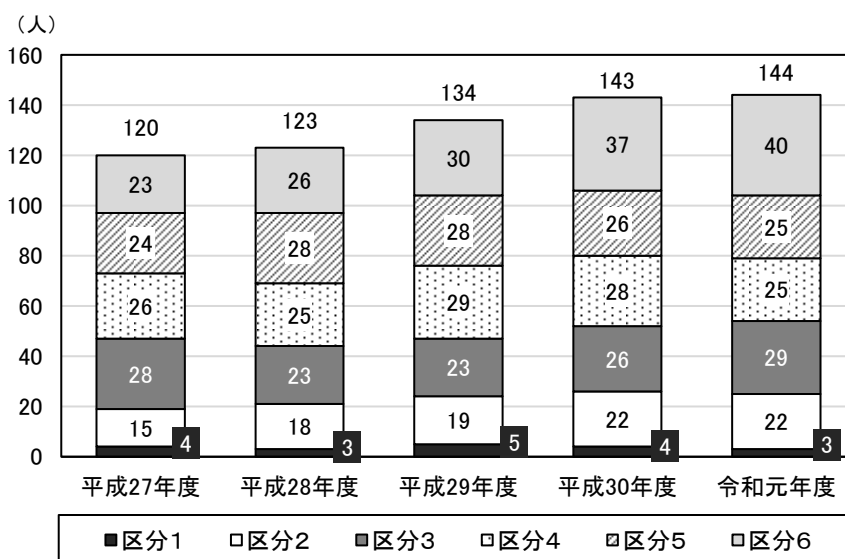


資料：福祉課（各年度 3 月末）

(4) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数の推移を見ると、平成 27 年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度は、144 人となっています。

■ 障害支援区分認定者数の推移



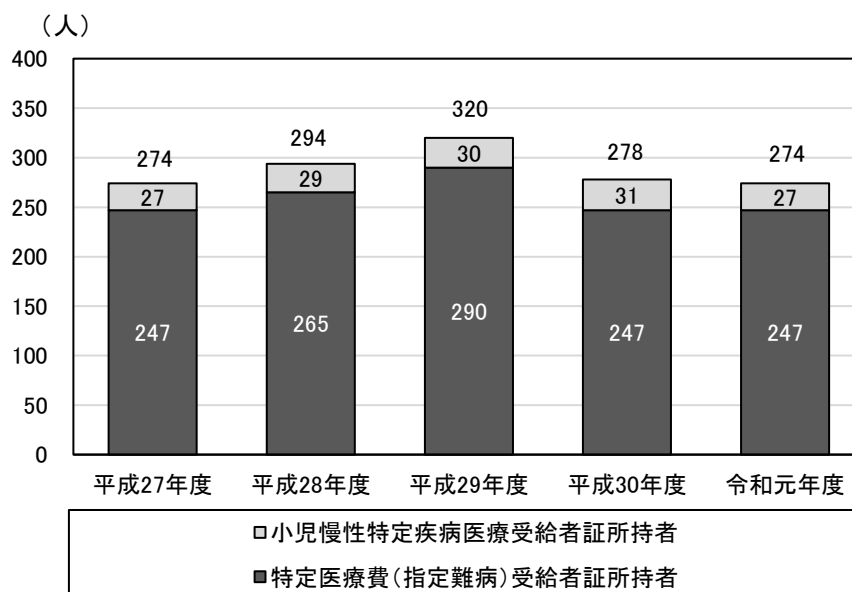
資料：福祉課（各年度 3 月末）

(5) 難病患者の状況

平成 25 年 4 月から障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、難病患者等も障がい福祉サービス等の利用が可能となりました。令和元年 7 月には、サービスの対象となる疾病が拡大され、361 疾病が対象となっています。

難病患者数の推移を見ると、令和元年度は、特定医療費（指定難病）受給者証所持者が 247 人、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者が 27 人となっています。

■ 難病患者数の推移



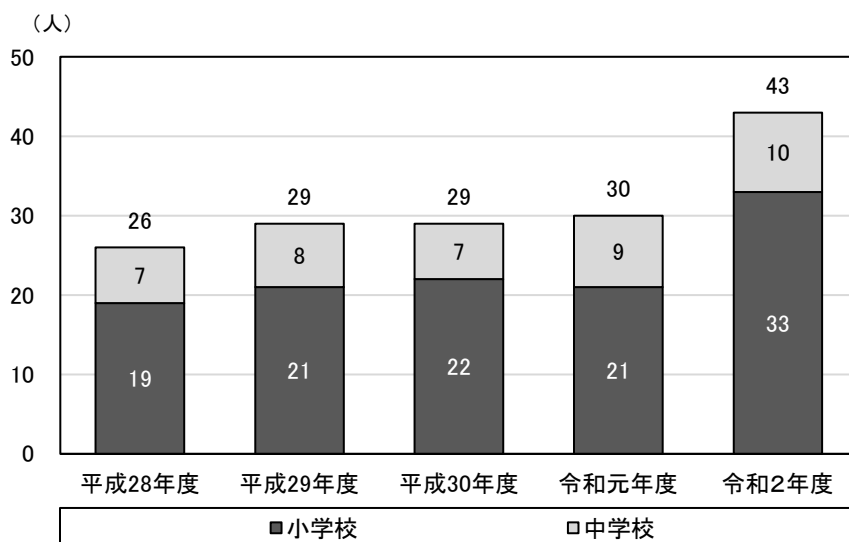
資料：愛媛県中予保健所（各年度 12 月末）

(6) 障がい児の状況

特別支援学級の在籍者数の推移を見ると、令和2年度は、小学校で33人、中学校で10人となっており、平成28年度と比べると、小学校では14人増加しています。

令和2年4月1日現在、保育園に在籍する障がい児は22人、認定こども園に在籍する障がい児は6人となっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

■保育所における障がい児の在籍数

	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	150	89	86	73	398
在籍障がい児数	2	10	7	3	22
加配保育士数	1.5	1.9	1.7	0.9	6

資料：子育て・健康課（令和2年4月1日現在）

■認定こども園における障がい児の在籍数

	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	74	88	88	77	327
在籍障がい児数	0	1	3	2	6
加配保育士数	0	0.1	0.3	0.2	0.6

資料：子育て・健康課（令和2年4月1日現在）

■幼稚園における障がい児の在籍数

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	20	22	41	83
在籍障がい児数	0	0	0	0
加配保育士数	0	0	0	0

資料：子育て・健康課（令和2年4月1日現在）

3 アンケート調査結果の概要

<結果のグラフの見方>

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- 図表中のクロス（表）の見方について、上位3位の数値（%）に網掛け、上位1位の数値（%）を太文字で表記しています。

(1) アンケート調査結果の抜粋

① 回答者の状況

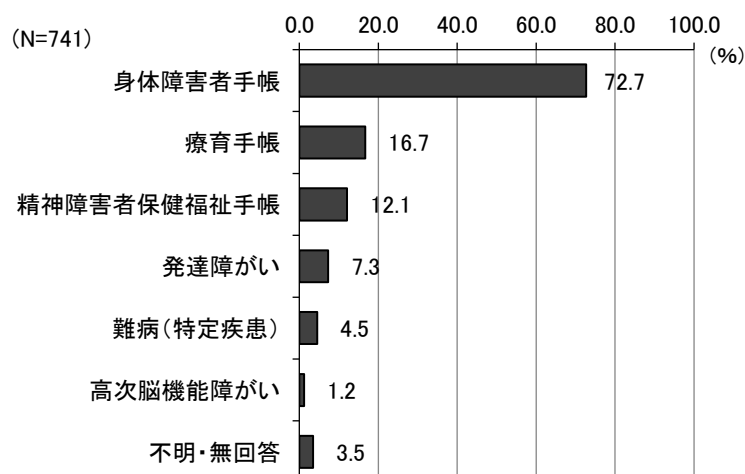
回答者の年齢を見ると、「70～79歳」が22.8%と最も高く、次いで「80～89歳」が21.5%、「60～69歳」が12.6%となっており、中でも回答者の約半数が70歳以上です。

回答者の障がいの状況を見ると、「身体障害者手帳」が72.7%と最も高く、次いで「療育手帳」が16.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が12.1%となっています。

[年齢／手帳別]

上段:人数 下段:%		問2 あなたの年齢をお答えください。										
		合計	18歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明・無回答
全体		741 100.0	55 7.4	37 5.0	36 4.9	49 6.6	60 8.1	93 12.6	169 22.8	159 21.5	60 8.1	23 3.1
手帳別	身体障害者手帳	539 100.0	11 2.0	10 1.9	12 2.2	15 2.8	36 6.7	74 13.7	160 29.7	154 28.6	59 10.9	8 1.5
	療育手帳	124 100.0	31 25.0	23 18.5	21 16.9	21 16.9	12 9.7	8 6.5	6 4.8	-	-	2 1.6
	精神障害者保健福祉手帳	90 100.0	2 2.2	8 8.9	9 10.0	16 17.8	20 22.2	13 14.4	13 14.4	6 6.7	2 2.2	1 1.1
	その他	92 100.0	27 29.3	9 9.8	11 12.0	8 8.7	7 7.6	7 7.6	13 14.1	5 5.4	2 2.2	3 3.3

[障がいの状況]

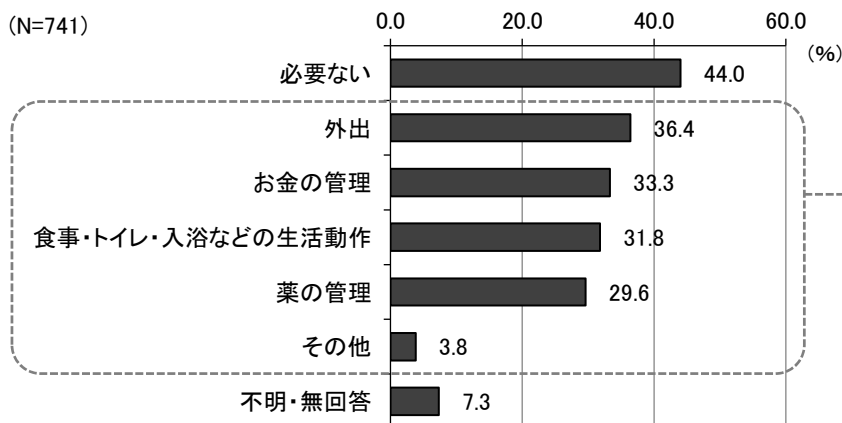


② 生活における介助の状況

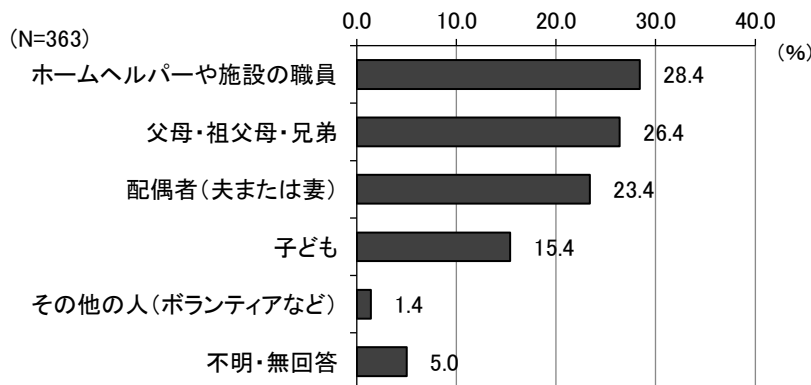
日常生活の動作で介助が必要なものについて見ると、「外出」が 36.4%、「お金の管理」が 33.3%となっています。

また、介助が必要な人の主な介助者について見ると、「ホームヘルパーや施設の職員」が 28.4%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が 26.4%、「配偶者（夫又は妻）」が 23.4%となっており、全体の6割強の人が家族からの介助を受けています。さらに、介助をしてくれる家族の年齢を見ると、「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」では「70～79 歳」、「療育手帳」では「40～49 歳」が最も高くなっています。

[介助が必要なもの]（複数回答）



[主な介助者]



[主な介助者（家族の場合）の年齢／手帳別]

		問9①介助してくれる家族で特に中心となっている方の年齢									
		合計	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90歳以 上	不明・無 回答
手 帳 別	身体障害者手帳	163 100.0	-	10 6.1	12 7.4	22 13.5	38 23.3	44 27.0	21 12.9	2 1.2	14 8.6
	療育手帳	71 100.0	1 1.4	13 18.3	16 22.5	15 21.1	11 15.5	8 11.3	3 4.2	-	4 5.6
	精神障害者保健福祉手帳	18 100.0	-	-	2 11.1	2 11.1	2 11.1	6 33.3	3 16.7	1 5.6	2 11.1
	その他	49 100.0	-	11 22.4	13 26.5	7 14.3	2 4.1	11 22.4	2 4.1	1 2.0	2 4.1

③ 地域生活に必要な支援

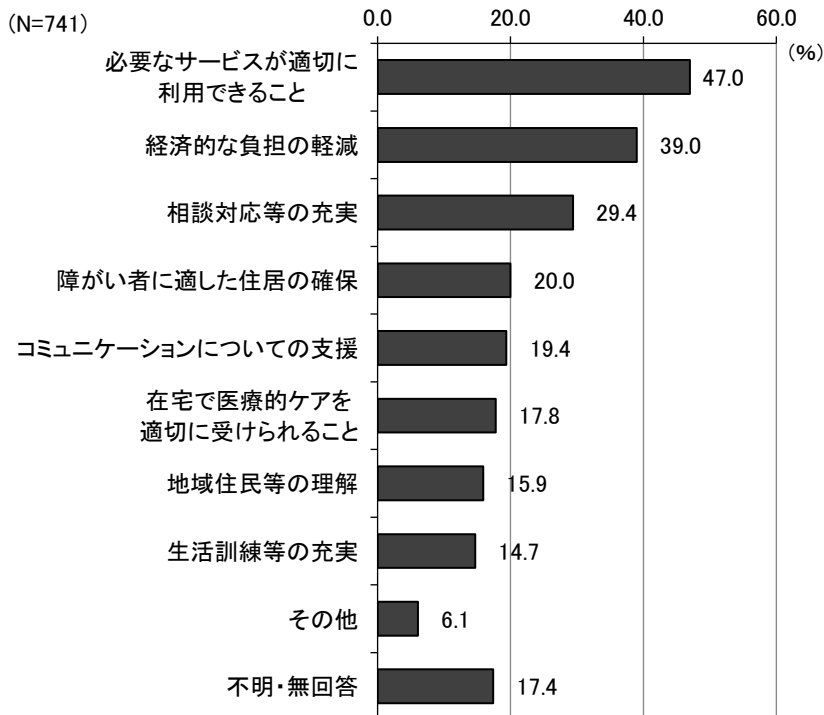
現在の住居について手帳別に見ると、いずれも「自分や家族の持ち家(分譲マンションを含む)」が最も高くなっています。

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかについて見ると、「必要なサービスが適切に利用できること」が47.0%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が39.0%、「相談対応等の充実」が29.4%となっています。

[現在の住居／手帳別]

		問10 あなたのお住まいは次のうちどこですか。									
		合計	自分や家族の持ち家(分譲マンションを含む)	民間賃貸住宅・借家(賃貸アパート、マンション)	社宅・職員寮等	公営住宅(県営住宅、町営住宅)	グループホーム	障がい者用の入所型施設	介護保険施設・高齢者向け施設	その他	不明・無回答
手帳別	身体障害者手帳	539	409	23	2	14	12	9	39	4	27
		100.0	75.9	4.3	0.4	2.6	2.2	1.7	7.2	0.7	5.0
療育手帳		124	88	12	1	2	1	13	2	3	2
		100.0	71.0	9.7	0.8	1.6	0.8	10.5	1.6	2.4	1.6
精神障害者保健福祉手帳		90	66	10	1	-	2	-	6	1	4
		100.0	73.3	11.1	1.1	-	2.2	-	6.7	1.1	4.4
その他		92	71	6	3	1	-	1	5	3	2
		100.0	77.2	6.5	3.3	1.1	-	1.1	5.4	3.3	2.2

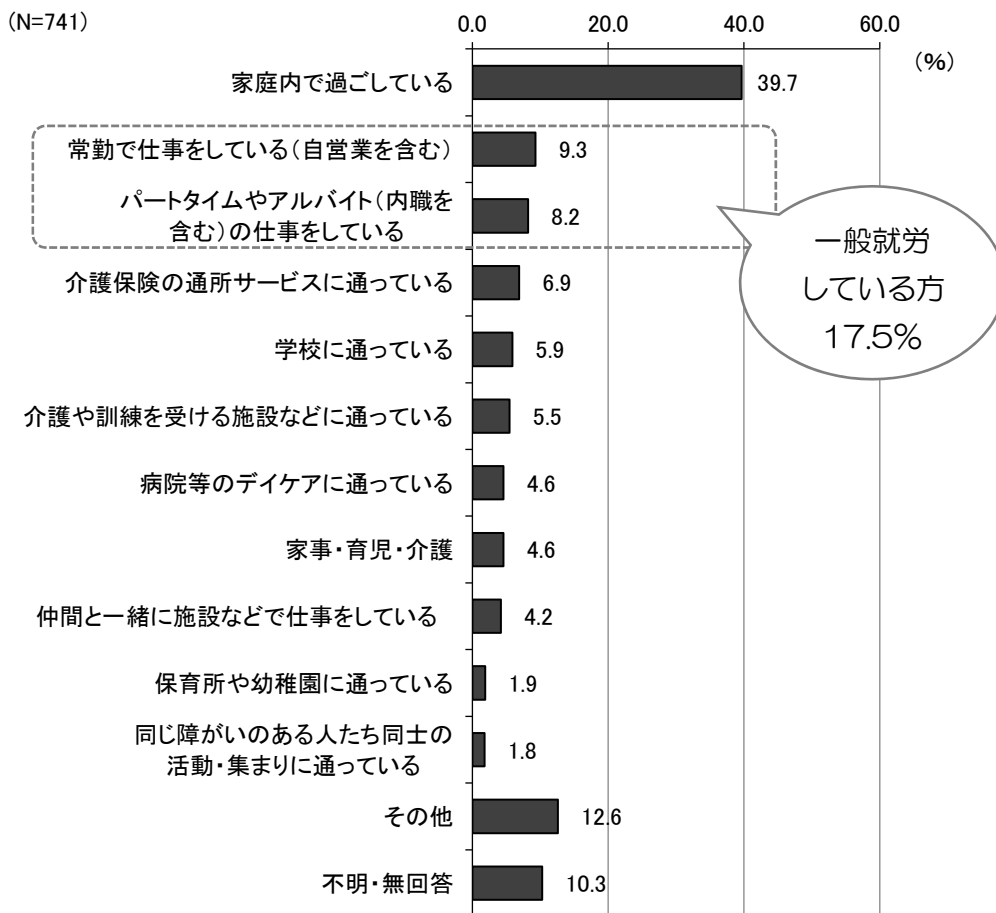
[地域で生活するために必要な支援] (複数回答)



④ 就労について

日中の生活をどのように過ごしているかについて見ると、「家庭内で過ごしている」が39.7%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が9.3%、「パートタイムやアルバイト（内職を含む）の仕事をしている」が8.2%となっており、一般就労している人は全体の2割弱となっています。

[日中の過ごし方]（複数回答）



今後、どのような働き方をしたいかについて年齢別に見ると、「18歳未満～59歳」では「一般就労」が最も高くなっています。

また、障がい者の就労支援で重要だと思うことについて手帳別に見ると、いずれも「職場の障がい者への理解」が最も高くなっています。

[今後の働き方の希望／年齢別]

上段:人数 下段:%		問13 あなたは今後、どのような働き方をしたいですか。								
		合計	一般就労	就労継続 支援(A 型)	就労継続 支援(B 型)	わから ない	特に希望 はない	その他	働けない	不明・無 回答
年 齢 別	18歳未満	43 100.0	14 32.6	3 7.0	4 9.3	12 27.9	1 2.3	4 9.3	- -	5 11.6
	18～29歳	34 100.0	8 23.5	2 5.9	7 20.6	5 14.7	4 11.8	1 2.9	4 11.8	3 8.8
	30～39歳	34 100.0	12 35.3	3 8.8	2 5.9	6 17.6	2 5.9	2 5.9	3 8.8	4 11.8
	40～49歳	47 100.0	13 27.7	1 2.1	9 19.1	9 19.1	8 17.0	1 2.1	6 12.8	- -
	50～59歳	56 100.0	18 32.1	7 12.5	3 5.4	8 14.3	8 14.3	2 3.6	7 12.5	3 5.4
	60～69歳	84 100.0	15 17.9	2 2.4	3 3.6	12 14.3	23 27.4	1 1.2	16 19.0	12 14.3
	70～79歳	149 100.0	6 4.0	- -	1 0.7	8 5.4	18 12.1	3 2.0	59 39.6	54 36.2
	80～89歳	137 100.0	1 0.7	- -	- -	5 3.6	10 7.3	6 4.4	61 44.5	54 39.4
	90歳以上	48 100.0	- -	- -	- -	- -	2 4.2	- -	31 64.6	15 31.3

[障がい者の就労支援で重要だと思うこと／手帳別] (複数回答)

上段:人数 下段:%		問14 あなたは、障がい者の就労支援として、今後どのようなことが重要だと思いますか。										
		合計	通勤手 段の確 保	職場で のバリ アフリー 等の配 慮	職場の 障がい 者への 理解	技術や 知識の 習得な ど、就 労支援 機関で の支援 の充実	学校で の訓練 や進路 指導の 充実	就労後 の職場 と支援 機関の 連携	仕事に ついて の職場 外での 相談対 応、支 援	その他	わから ない	不明・無 回答
手 帳 別	身体障害者手帳	472 100.0	79 16.7	76 16.1	134 28.4	74 15.7	20 4.2	68 14.4	45 9.5	17 3.6	119 25.2	155 32.8
	療育手帳	109 100.0	40 36.7	12 11.0	50 45.9	27 24.8	15 13.8	44 40.4	30 27.5	4 3.7	20 18.3	13 11.9
	精神障害者保健福祉手帳	83 100.0	17 20.5	8 9.6	41 49.4	18 21.7	9 10.8	21 25.3	25 30.1	3 3.6	16 19.3	10 12.0
	その他	78 100.0	20 25.6	11 14.1	33 42.3	22 28.2	18 23.1	27 34.6	28 35.9	6 7.7	9 11.5	13 16.7

⑤ 障がい福祉サービスの利用意向

現在利用中のサービスについて見ると、「計画相談支援」が71件と最も多く、次いで、「生活介護」が64件、「施設入所支援」が36件となっています。

今後利用したいサービスについて見ると、「居宅介護(ホームヘルプ)」が177件と最も多く、次いで、「短期入所(ショートステイ)」が168件、「自立生活援助」が153件となっています。

[現在利用中のサービス/今後利用したいサービス] (上位5位) (複数回答)

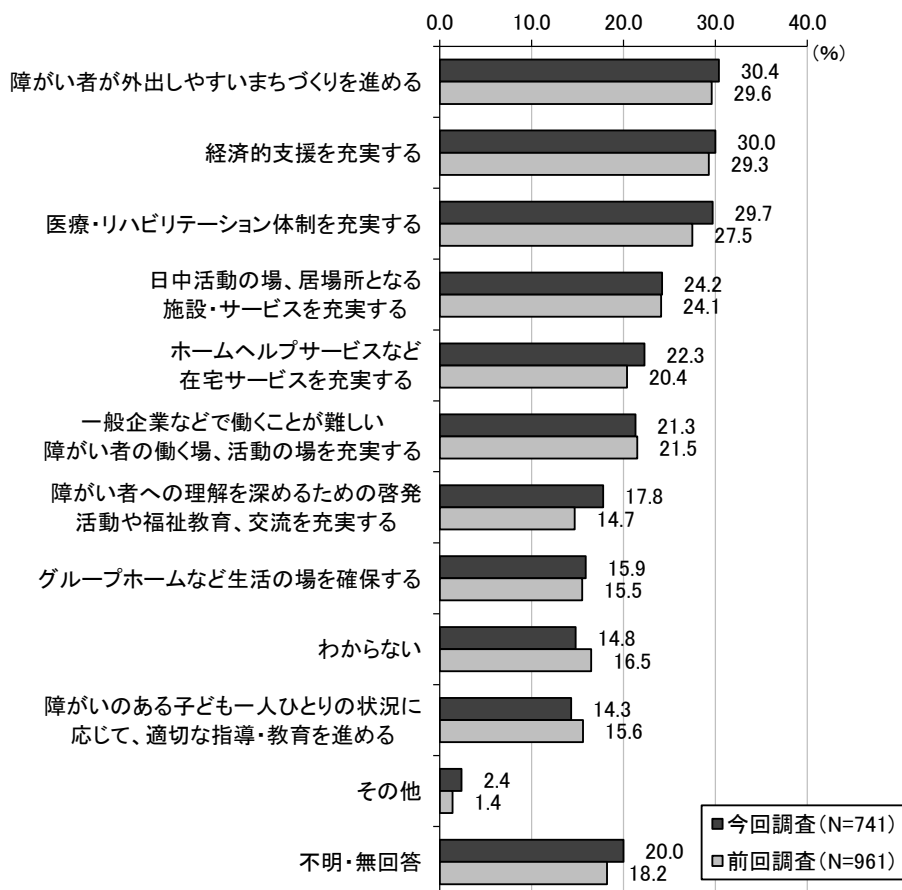
現在利用中のサービス		今後利用したいサービス	
	件数		件数
①	計画相談支援	居宅介護(ホームヘルプ)[共]	177
②	生活介護	短期入所(ショートステイ)[共]	168
③	施設入所支援	自立生活援助	153
④	放課後等デイサービス[児]	共同生活援助(グループホーム)	150
⑤	就労継続支援(B型)	療養介護	143

※[共]は障がい者・児ともに対象の福祉サービス、[児]は障がい児対象の福祉サービス

⑥ 障がい者施策について

障がい者が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきかについて見ると、「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」が30.4%と最も高く、次いで、「経済的支援を充実する」が30.0%、「医療・リハビリテーション体制を充実する」が29.7%となっています。

[障がい者が自立した生活を送るために行政が充実させるべきこと] (前回比較) (複数回答)

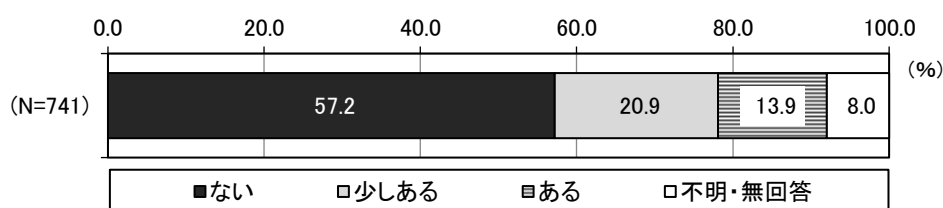


⑦ 障がい理由とする差別について

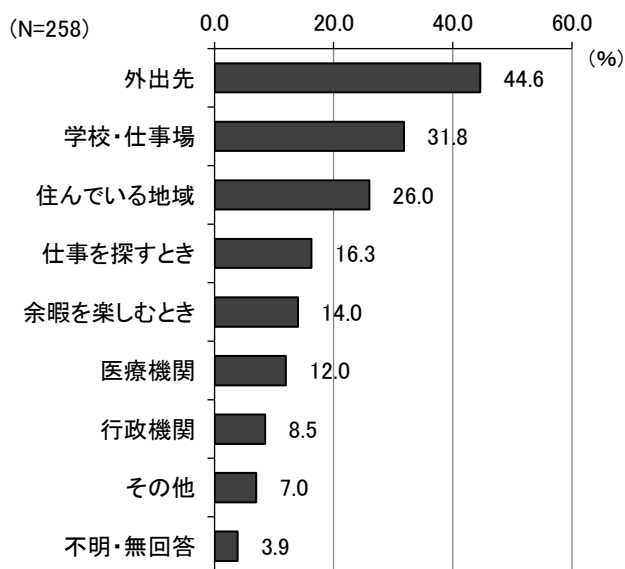
障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたりする（した）ことがあるかについて見ると、「ない」が57.2%と最も高く、次いで、「少しある」が20.9%、「ある」が13.9%となっています。

また、「ある」又は「少しある」と回答された人で、どのような場所や場面で差別を感じたり嫌な思いをしたりしたかについて見ると、「外出先」が44.6%と最も高く、次いで、「学校・仕事場」が31.8%、「住んでいる地域」が26.0%となっています。

[障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたりすることがあるか]



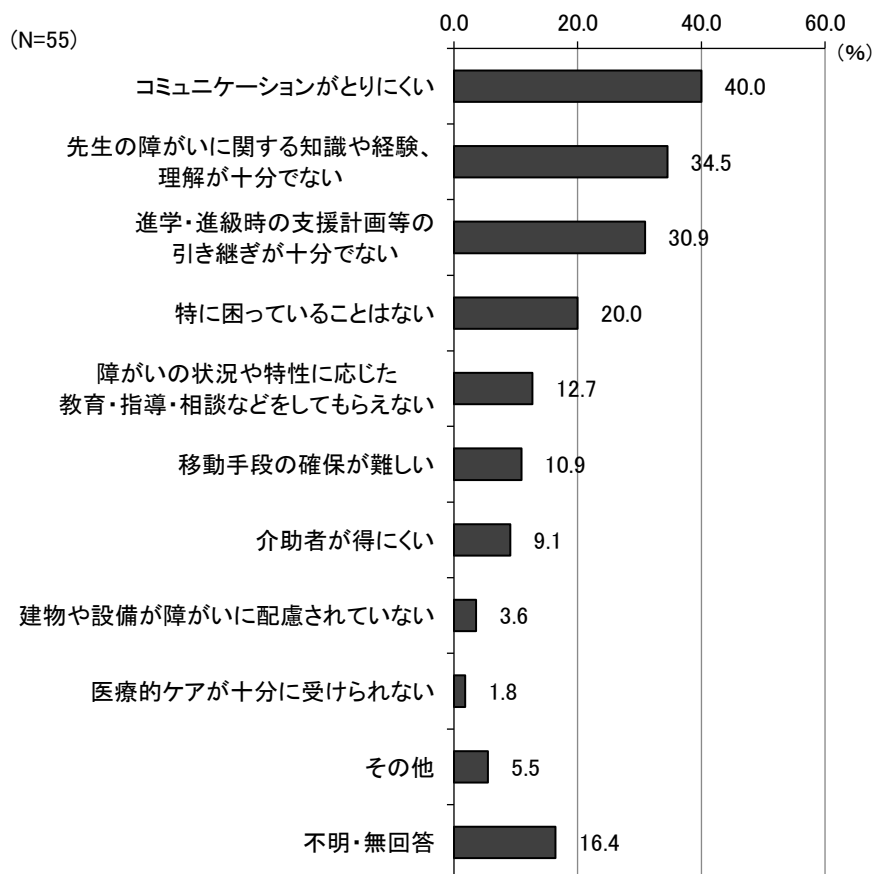
[どのような場所や場面で差別を感じたり嫌な思いをしたりしたか] (複数回答)



⑧ 子どもの成長過程において困っていること

子どもの成長過程において困っていることがあるかについて見ると、「コミュニケーションがとりにくい」が40.0%と最も高く、次いで、「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」が34.5%、「進学・進級時の支援計画等の引き継ぎが十分でない」が30.9%となっています。

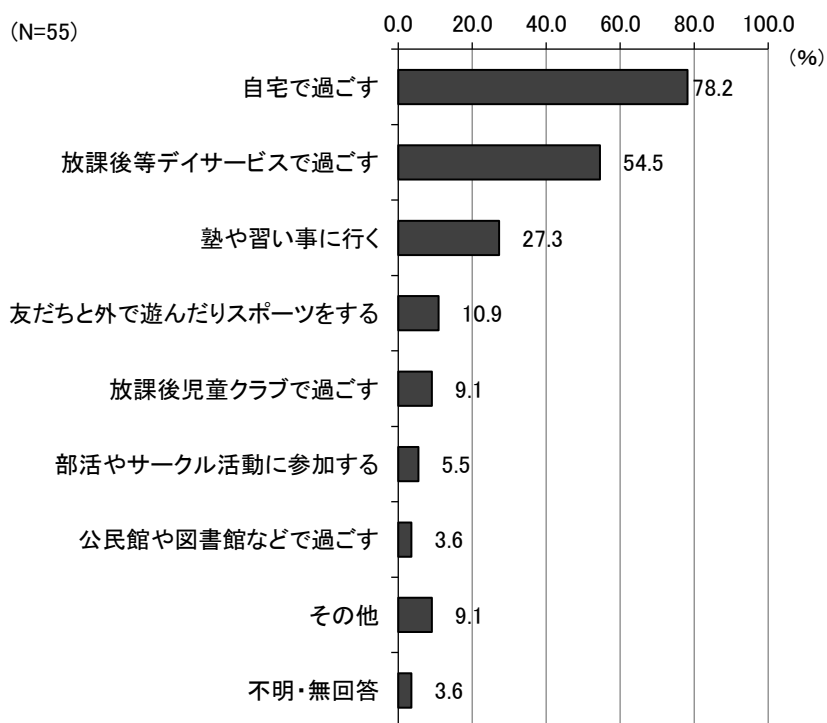
[子どもの成長過程において困っていること]（複数回答）



⑨ 放課後や休みの日の過ごし方について

放課後や休みの日などはどのように過ごしているかについて見ると、「自宅で過ごす」が78.2%と最も高く、次いで、「放課後等デイサービスで過ごす」が54.5%、「塾や習い事に行く」が27.3%となっています。

[放課後や休みの日の過ごし方] (複数回答)



(2) 事業所調査結果の抜粋

① 今後定員数の増員又は新たに実施を予定しているサービス

今後新たに実施を予定しているサービスについて見ると、「共同生活援助」「児童発達支援」がそれぞれ1事業所となっており、いずれも令和4年中の開始が予定されています。

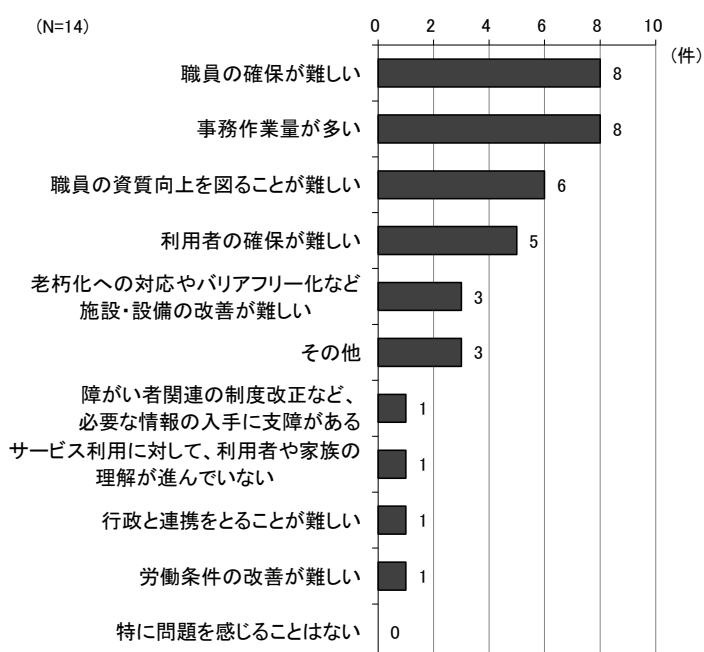
サービス名	提供開始時期	定員
共同生活援助	令和4年	6人
児童発達支援	令和4年	10人

② 受入れできなかったサービスとその理由

受入れできなかった理由について見ると、「希望される時間帯（又は時期）に利用者が集中し、依頼されたときには定員に達していた」「新規契約者を受入れる余裕がなかった（職員体制など）」が5件と最も多く、次いで、「事業所だけでは対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度など）」が2件となっています。

理由	件数	サービスの種類
希望される時間帯（又は時期）に利用者が集中し、依頼されたときには定員に達していた	5件	就労継続支援A型、居宅介護、放課後等デイサービス、児童発達支援
新規契約者を受入れる余裕がなかった（職員体制など）	5件	生活介護、短期入所、居宅介護、相談支援
事業所だけでは対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度など）	2件	生活介護、短期入所
その他	1件	計画相談支援

③ サービスの質の向上に向けた課題



提供するサービスの質の向上に向けた課題について見ると、「職員の確保が難しい」「事務作業量が多い」が8件と最も多く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が6件となっています。

④ 町内で不足していると思われるサービスや支援に対する意見

不足していると思われるサービスや支援	不足していると思われる理由
共同生活援助 (グループホーム)	・入居待ちをしている人もおり、今後、親亡き後入居を希望する人の需要も増えていくと思うため。
相談支援	・障がい児相談支援については、町内で実施している事業所が1箇所しかなく、多くの利用者が町外の相談支援事業所を利用しているため。
居宅介護	・町内に事業所が1箇所しかなく、事業所の人手不足と事業所の職員の高齢化も進んでいるため。
移動支援	・ひまわりバスを利用することが多いが、便数が少なく、タクシーを利用するケースがあり、障がい者や高齢者が使いやすい交通手段が不足しているため。

⑤ 障害福祉サービス事業を行う上で、特に課題・問題となっていること

【地域移行支援について】

- ・グループホームと病院の連携をより強化し、長期入院者の退院支援に向けて取り組む必要がある。
- ・入居者が高齢化しており、近い将来グループホームでの生活が難しくなったときのことを前もって考えておく必要がある。

【人材の確保について】

- ・職員不足を改善する必要がある。特に職員の高齢化が進んでおり、体力面でも利用者の受入れが難しくなってきている。

【サービスの質の向上について】

- ・年々、利用者の障がいの重度化による介護負担が大きくなっている。ノーリフトの取組や人員配置の検討、定期的な職員面談を行いながら、サービスの質の向上を目指していく必要がある。
- ・職員のスキルアップ（研修会への参加、内部研修の実施）、職員の確保、給与の向上を図る必要がある。
- ・利用者の障がい特性の多様化により、他の機関と連携してサービスの質の向上を図る必要がある。
- ・引きこもりやネグレクト等で長年家から出たことのない対象者が初めて福祉サービスを利用するケースも増えてきており、個々の状況に応じた対応が求められるため、支援に当たっては、職員の労力とスキルが必要になる。

【新型コロナウイルス対策について】

- ・就労支援事業所において、新型コロナウイルスにより、障がい者の就労活動が減少している。今後、サービスを継続して提供していく中で、障がい者の新しい就労活動の開拓が必要である。

(3) 団体調査結果の抜粋

① 活動の充実に向けた課題

現在の活動の充実を図るために課題と考えることのあるかについて見ると、「新規メンバーの加入が少ない」が3件、「役員のなり手が少ない」「活動がマンネリ化している」がそれぞれ2件となっています。

活動における課題	件数
新規メンバーの加入が少ない	3件
役員のなり手が少ない	2件
活動がマンネリ化している	2件
メンバーに世代などの偏りがある	1件
資金が不足している	1件
その他（会員の高齢化）	1件

② 障がい者やその家族からの相談

障がい者やその家族から日常の困り事や問題などに関する相談を受けたことがある場合、その相談内容で多かった内容について見ると、「障がい者サービスや制度全般」「就労や復職について」がそれぞれ2件、「就学や進路について」「人間関係」がそれぞれ1件となっています。

③ 障がい者に対する差別・偏見又は配慮のなさ

地域における障がい者に対する差別・偏見又は配慮のなさを感じるかどうかについて見ると、「ある」が2件、「ない」が1件となっています。

どういったところで障がい者に対する差別・偏見又は配慮のなさを感じるかについて見ると、「仕事や収入」が2件、「教育の場」「障がい者の周囲の人の応対・態度」「交通機関の利用」がそれぞれ1件となっています。

第3章 第6期障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の基本的な考え方

本町では、平成18年度に「松前町障害者基本計画・松前町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきました。また、「松前町障がい福祉計画」については、法に基づき3年ごとに計画の見直しを行い、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

本計画では、これまでの計画の方向性を引き継ぎ、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを利用することができるよう、地域生活移行、就労支援等課題も踏まえたサービス提供体制の整備に努めます。

1 障がい者の地域生活への移行

【現状】

- 身体障害者手帳所持者は年々減少しているものの、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。過去5年の増加率で見ると、療育手帳は20.6%増加、精神障害者保健福祉手帳は39.2%増加と、精神障害者保健福祉手帳の増加が顕著です。
- 地域精神保健医療福祉資源分析データベースによると、令和元年6月30日現在で精神科病床への入院者数（松前町に住所がある人）は83名となっており、入院期間が1年以上の人の割合が55.4%となっています。
- アンケート調査では、約3割の人が「障がいを理由とした差別を感じたり、嫌な思いをしたりした経験がある又は時々ある。」と回答しています。

【課題】

- 精神障がい者の地域移行を進めるに当たっては、長期入院する精神障がい者の割合が高いことから、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会を実現していくためには、住民一人ひとりの障がいに対する理解をより一層広げることが必要です。



今後の方向性

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、地域課題の共有や関係機関同士の連携を図るとともに、精神障がいに対する正しい知識の普及啓発を図ることで、本人や家族を含めた周りの人も早期に心の不調に気付き、地域における支え合いができる環境を目指します。

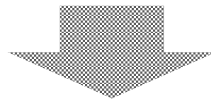
障がい者や障がい特性に関する地域住民の理解の促進、差別の解消及び合理的配慮の提供に向け、町のホームページや広報誌を活用した積極的な周知・啓発活動に取り組みます。

【現状】

- 令和2年3月31日現在で、65歳以上の障がい者手帳の所持者が877名おり、全体の59.8%を占めており、高齢化が進んでいます。なお、65歳以上の手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が94.5%を占めています。
- アンケート調査では、主な介助者として、「父母・祖父母・兄弟」及び「配偶者（夫又は妻）」が占める割合が49.8%と、半数を占めており、障がい者を介助する人も、高齢化しています。
- アンケート調査では、回答者の約8割近くが自宅で生活していると回答しています。

【課題】

- 障がいのある人が地域での生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービス提供体制を引き続き確保していく必要があります。また、増加する需要に対応するため、近隣市町のサービス事業所を効果的に利用できる方法も検討していく必要があります。



今後の方向性

障がいの特性に応じた分かりやすい福祉制度の周知、サービス事業者や庁内関係各課等との連携強化や情報共有による相談支援体制の充実等を図り、将来にわたって様々な福祉ニーズに対応できる包括的な支援体制を確保します。

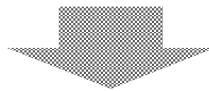
また、地域生活支援拠点等の必要な整備と各機能の強化を進め、障がい者の高齢化・重度化を見据えた地域社会全体でのサポート体制の構築を図ります。

【現状】

- 第5期計画期間（平成30年度～令和2年度）における就労継続支援（A型、B型）の利用実績が増加傾向にあります。
- アンケート調査では、今後の働き方の希望として、60歳未満の全ての年齢で「一般就労」が最も高くなっており、2割から3割を占めていることから、就労意欲が高いことがうかがえます。
- アンケート調査では、障がいのある人の就労支援に当たって重要なこととして、「職場の障がい者への理解」「通勤手段の確保」「就労後の職場と支援機関の連携」との回答が多くなっています。

【課題】

- 就労後の悩みや不安に寄り添う支援が必要です。



今後の方向性

障がいのある人の希望に沿って、訓練・就労・定着のステップが着実に進められるように、障がい者の就労ニーズの把握や多様な就労場所を確保するとともに、サービス事業者をはじめ関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。

また、町の障がい者就労施設等優先調達の方針に沿って、物品等の調達の推進を図り、障がい者就労施設等の安定的な経営と障がい者の自立支援を促進します。

2 障がい福祉計画における成果目標

国の基本指針における成果目標及び第5期障がい福祉計画における成果目標の実施状況を踏まえ、第6期障がい福祉計画において計画期間内に達成すべき成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標

- 令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

<第5期計画の実施状況>

第5期計画の目標値として、平成28年度末時点の施設入所者数を基準に、令和2年度末までの地域生活移行者数を3人、令和2年度末時点における施設入所者数を1人削減と設定し、啓発に取り組みました。

■第5期計画における目標と実績

項目	実績値			目標値
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和2年度
地域生活移行者	0人	0人	0人	3人
施設入所者	28人	28人	28人	27人
施設入所者の削減	0人	0人	0人	1人

【現状・評価】

地域生活移行者数については、施設入所者は高齢化・障がいの重度化している人が多く、現状としては地域生活に移行することが困難なため、目標値を達成できていないと考えられます。

施設入所については一定の必要性があることを踏まえながら、引き続き、地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用し、障がいのある人の住まいの場の確保、相談及び就労などに対する必要な支援を通じて、障がいのある人が安心して地域生活に移行できる体制の整備が必要です。

<第6期計画における本町の目標設定>

項目	基準値	備考
令和元年度末時点の入所者数 (A)	28 人	令和元年度末時点の施設入所者数

項目	目標値	備考
令和5年度末までの 地域生活移行者数 (B)	2 人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行者数
	7.1%	移行割合 (B/A)
令和5年度末時点の 施設入所者の削減数 (C)	1 人	施設入所者の削減見込数
	3.6%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における成果目標は、都道府県が定めることとなっています。

市町村に対しては、それとは別に活動指標を定めることとなっています。

国の基本指針における成果目標

- 令和5年度末の時点で、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の、地域における生活日数の平均を、316日以上で都道府県が設定した目標値とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）を、都道府県が設定した目標値とすることを基本とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上で、都道府県が設定した目標値とすることを基本とする。

国の基本指針における活動指標

- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健・医療・福祉・介護関係者、当事者、家族等関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

<第5期計画の実施状況>

病院から退院する精神障がい者が地域生活に円滑に移行できるよう、令和2年度末までの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けて検討しました。

■第5期計画における目標と実績

項目	実績値			目標値
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和2年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場	—	—	設置	設置

【現状・評価】

令和3年3月に精神障がいのある人の地域移行や地域定着の在り方について協議する場として、松前町地域自立支援協議会に専門部会を設置しました。

<第6期計画における本町の目標設定>

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回

② 保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

関係者	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健	1人	1人	1人
医療(精神科)	1人	1人	1人
その他	4人	4人	4人

③ 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定	年1回	年1回	年1回
評価	年1回	年1回	年1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<第5期計画の実施状況>

地域生活支援拠点等について、既存のサービス・体制の整備状況を把握し、効果的な拠点の在り方を中心に検討し、令和2年度末までに整備する方向で、既存の施設を活用した面的整備型での整備に向けて関係機関との協議を進めました。

■第5期計画における目標と実績

項目	実績値			目標値
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和2年度
地域生活支援拠点等の整備	—	—	未設置	設置

【現状・評価】

関係機関との協議により、既存のサービス・体制の状況や障がいのある人のサービスの利用状況等も踏まえ、町と各種サービス事業所との連携を図り、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として地域生活支援拠点等を整備することに方針が決まったことから、今後は事業者と実施に向けて協議を進めていきます。

<第6期計画における本町の目標設定>

項目	目標値
地域生活支援拠点等の整備	設置（面的整備型）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針における成果目標

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行について、令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。【新規】
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。【新規】

<第5期計画の実施状況>

第5期計画の目標値として、平成28年度の一般就労への移行実績と就労移行支援事業の利用実績を基準に、令和2年度中に福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人を3人、就労移行支援事業の利用者数を7人と設定していました。また、令和2年度末における就労移行3割以上の事業所数を1事業所、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の利用者の各年度の職場定着率を8割以上と設定し、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい者雇用に関する情報提供や啓発を進めました。

■第5期計画における目標と実績

項目	実績値			目標値
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和2年度
一般就労移行者数	1人	3人	2人	3人
就労移行支援事業の利用者数	4人	5人	2人	7人
就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所数	0	0	0	1事業所
就労定着支援事業による就労移行後の職場定着率	—	100% (2人)	0%	80%

【現状・評価】

就労移行支援事業については、令和元年度末で町内の事業所が閉鎖されています。また、就労移行支援事業の利用者が少ないのは、就労支援事業の利用期間が2年となっていることから、利用期間に制限のない就労継続支援（A型・B型）事業を多くの人を選択しているためと考えられます。

障がいのある人の一般就労への移行を推進するためには、引き続き、関係機関と連携を図り、障がい者雇用に関する情報提供や啓発を進め、働きやすい職場環境を整える必要があります。

また、就労定着支援事業については、令和元年度に2人の利用実績があり、2人とも1年後も職場に定着しており、単年度で見ると成果目標を達成しています。

<第6期計画における本町の目標設定>

項目	基準値	備考
令和元年度の一般就労への移行者数	3人	

項目	目標値	備考
令和5年度中の一般就労移行者数	4人	令和元年度実績の1.27倍以上
うち就労移行支援事業利用者数	2人	令和元年度実績の1.30倍以上
うち就労継続支援A型事業利用者数	1人	令和元年度実績の1.26倍以上
うち就労継続支援B型事業利用者数	1人	令和元年度実績の1.23倍以上
令和5年度の 就労定着支援事業利用者数	3人 75%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数を7割
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上の事業所数	1事業所 100%	現在、町内に就労定着支援事業所はありませんが、町内に1箇所事業所を整備したと想定し、目標値を設定

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

国の基本指針における活動指標

○障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

<第6期計画における本町の目標設定>

① 総合的・専門的な相談支援

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数	0件	0件	1件
人材育成の支援件数	0件	0件	1件
連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

国の基本指針における活動指標

○都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

<第6期計画における本町の目標設定>

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数（町職員）	1人	1人	1人

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共有体制の有無	有	有	有
共有回数	1回	1回	1回

3 障がい福祉サービス等に係る見込量の設定

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、居宅で入浴、排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

<第5期計画における実績>

サービス名	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居宅介護 (ホームヘルプ)	人数/月	27	28	103.7	28	27	96.4	29	24	82.8
	時間/月	539	428	79.4	559	417	74.6	579	324	56.0
重度訪問介護	人数/月	2	2	100.0	2	2	100.0	3	2	66.7
	時間/月	289	64	22.1	289	66	22.8	433	74	17.1
同行援護	人数/月	4	3	75.0	4	3	75.0	5	3	60.0
	時間/月	117	87	74.4	117	39	33.3	147	57	38.8
行動援護	人数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
重度障害者等 包括支援	人数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合計	人数/月	33	33	100.0	34	32	94.1	37	29	78.4
	時間/月	945	579	61.3	965	522	54.1	1,159	455	39.3

単位：人、時間、%

【現状・評価】

訪問系サービスの支給実績は、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されています。重度訪問介護と同行援護については、利用時間が計画値を下回る状況が継続していますが、これは、利用時間が多かった重度の肢体不自由の人と同行援護の利用者がいずれも平成29年度に利用を終了したことによるものです。

<第6期計画における見込み>

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人数/月	28	28	28
	時間/月	432	432	432
重度訪問介護	人数/月	3	3	3
	時間/月	81	81	81
同行援護	人数/月	3	3	3
	時間/月	87	87	87
行動援護	人数/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人数/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人数/月	34	34	34
	時間/月	600	600	600

<確保の方策>

訪問系サービスについては、利用者が大幅に増加する見込みはなく、一方、町内には居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供する事業所がそれぞれ1箇所、圏域内にも多数の事業所があることから、利用者の利用見込みを確保できる見通しであるため、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

また、町と民間事業所との連携を強化し、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス提供事業所に各種研修会の情報を提供したり、参加を働き掛けたりして、適切なサービス利用ができる体制づくりを推進します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
生活介護	常時介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する障がいがある人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型 (雇成型)	一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型 (非雇成型)	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいがある人を対象とし、企業・自宅等への訪問等により対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

<第5期計画における実績>

サービス名	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
短期入所	人数/月	18	17	94.4	19	14	73.7	20	10	50.0
	日数/月	112	155	138.4	118	110	93.2	125	116	92.8
療養介護	人数/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	2	200.0
生活介護	人数/月	78	79	101.3	81	71	87.7	84	74	88.1
	日数/月	1,565	1,530	97.8	1,626	1,478	90.9	1,686	1,487	88.2
自立訓練 （機能訓練）	人数/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	日数/月	20	0	0.0	20	0	0.0	20	0	0.0
自立訓練 （生活訓練）	人数/月	1	0	0.0	2	1	50.0	2	1	50.0
	日数/月	20	0	0.0	40	22	55.0	40	21	52.5
就労移行支援	人数/月	7	4	57.1	7	5	71.4	7	2	28.6
	日数/月	101	71	70.3	101	70	69.3	101	6	5.9
就労継続支援 A型（雇用型）	人数/月	39	38	97.4	40	42	105.0	41	39	95.1
	日数/月	773	702	90.8	792	839	105.9	812	764	94.1
就労継続支援 B型（非雇用型）	人数/月	48	58	120.8	50	65	130.0	52	68	130.8
	日数/月	868	1,038	119.6	904	1,072	118.6	940	1,120	119.1
就労定着支援	人数/月	1	1	100.0	2	1	50.0	3	1	33.3

単位：人、日、%

【現状・評価】

日中活動系サービスの支給実績は、自立訓練と就労移行支援を除き、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが提供されています。

自立訓練（機能訓練）の実績がない理由としては、訓練期間の定めがあるため、利用期間の定めがない就労継続支援等のサービスを利用者が選択していることなどが考えられます。

就労移行支援の実績が令和2年度には計画値を大幅に下回っている理由としては、利用期間に制限のない就労継続支援（A型・B型）事業を利用者が選択していることや当初から利用が検討されていないことが考えられます。

就労継続支援（B型）は、令和2年度に町内に新規事業所が開設されたことや利用者が障がいや体調に合わせて勤務日数や労働時間を調整でき柔軟な利用が可能のため、多様な就労の受皿となっており計画値を上回る実績となっています。

就労定着支援については、平成30年度に新設されて以降、毎年度1人の利用実績があります。

<第6期計画における見込み>

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人数／月	11	11	14
	日数／月	101	101	129
短期入所（医療型）	人数／月	2	2	2
	日数／月	31	31	31
療養介護	人数／月	2	2	2
生活介護	人数／月	75	76	77
	日数／月	1,561	1,582	1,603
自立訓練（機能訓練）	人数／月	1	1	1
	日数／月	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人数／月	1	1	1
	日数／月	20	20	20
就労移行支援	人数／月	5	5	5
	日数／月	89	89	89
就労継続支援A型 （雇成型）	人数／月	42	45	48
	日数／月	839	899	959
就労継続支援B型 （非雇成型）	人数／月	76	85	95
	日数／月	1,375	1,538	1,719
就労定着支援	人数／月	1	2	3

<確保の方策>

利用者の増加が見込まれる就労継続支援については、町内に就労継続支援A型を提供する事業所が1箇所、就労継続支援B型を提供する事業所が5箇所あり、圏域内にも多数の事業所があるため、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

また、就労継続支援の事業所が利用者に安定的に工賃を払えるよう、愛媛県障がい者工賃向上計画を参考に、県と連携・協力して事業所への優先発注や業務の委託等を行い、事業所の受注機会の拡大に取り組みます。

生活介護については、町内には事業所は1箇所しかありませんが、利用者が大幅に増加する見込みはなく、圏域内には多数の事業所があることから、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

短期入所については、町内には事業所がありませんが、利用のニーズも多く、利用者の増加が見込まれていることから、引き続き圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

就労移行支援や就労定着支援については、本計画で別途就労移行者数と就労定着率について成果目標の指標を設定しており、移行者数やサービス利用者の増加、就労定着率の向上を図ることとしています。しかしながら、町内には事業所がないため、一般企業等への就労を希望し、実際に就労可能な人を相談員を通じて、掘り起し、圏域内の事業所における就労移行支援事業の利用促進に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設等を退所して一人暮らしを始めた人の居宅を訪問し、日常生活における課題を把握し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談と、入浴、排せつ、食事の介護やその他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいがある人に対し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

<第5期計画における実績>

サービス名	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
自立生活援助	人数/月	2	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	人数/月	17	18	105.9	18	17	94.4	19	20	105.3
施設入所支援	人数/月	27	28	103.7	27	28	103.7	27	28	103.7

単位：人、%

【現状・評価】

居住系サービスの支給実績は、自立生活援助を除き、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが提供されています。

自立生活援助については、平成30年度に新設されましたが、利用対象となる人がいなかったため、第5期計画期間における利用実績はありませんでした。

共同生活援助(グループホーム)は、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受皿として需要が高まっており、利用実績も増加傾向にあります。

施設入所支援については、障がいのある人の障がいの重度化や介護する家族の高齢化により一定の必要性があります。

<第6期計画における見込み>

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人数/月	1	1	2
共同生活援助 (グループホーム)	人数/月	21	24	27
施設入所支援	人数/月	28	28	28

<確保の方策>

町内には共同生活援助（グループホーム）を提供する事業所が2箇所あり、第6期計画期間内に新たに提供する事業所が1箇所整備される予定ですが、利用ニーズを充足できるだけの入居定員は確保されておらず、これまでも圏域内確保を図ってきたことから、引き続き圏域内の事業所と連携を図りながらサービスの確保に努めます。

自立生活援助と施設入所支援については、町内に事業所がないため、圏域内の事業所と連携し、サービスの確保に努めます。また、自立生活援助は、施設等を退所して一人暮らしを始めた障がいのある人に対して、自立した生活ができるように支援するものであることから、まずは地域移行支援事業により、必要な支援を行った上で、これにより地域生活へ移行した障がいのある人に対する自立生活援助の情報提供に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいがある人の課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所し又は精神科病院に入院している障がいがある人に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅で、単身等の状況で生活する障がいがある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援を行います。

<第5期計画における実績>

サービス名	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
計画相談支援	人数/月	45	67	148.9	48	78	162.5	51	64	125.5
地域移行支援	人数/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
地域定着支援	人数/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

単位：人、%

【現状・評価】

相談支援の実績については、計画相談支援が計画値を大きく上回っています。

計画相談支援の利用者は、令和2年3月31日現在で、213名となっています。障がい種別で見ると、知的障がいのある人と精神障がいのある人が全体の80.8%を占めています。

障がい者手帳の取得状況を見ると、過去5年で療育手帳は20.6%、精神障害者保健福祉手帳は39.2%増加していることから、手帳所持者の増加が利用者の増加につながっていると考えられます。

地域移行支援については、施設入所者の高齢化や重度化が進んでおり、現状としては地域生活に移行することが困難なため、第5期計画期間中の利用はありませんでした。

<第6期計画における見込み>

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人数/月	81	84	87
地域移行支援	人数/年	1	1	1
地域定着支援	人数/年	1	1	1

<確保の方策>

町内には計画相談支援を提供する事業所が3箇所、地域移行支援、地域定着支援を提供する事業所がそれぞれ1箇所あります。

計画相談支援については、町内に事業所が3箇所あるものの、今後も知的障がいのある人、精神障がいのある人の増加が見込まれることを踏まえ、利用ニーズの増加を見込んでいることから、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう、町と圏域内の事業所との連携を強化していきます。

地域移行支援・地域定着支援については、町内の事業所と連携し、障がいのある人の住まいの場の確保、相談及び就労などに対する必要な支援を通じて、障がいのある人の地域生活への移行を促進します。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて、市町村が主体的かつ柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業には、特に日常生活に欠かせないサービスとして市町村が必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断によって実施する「任意事業」とがあります。

必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	①訪問入浴サービス事業(日常生活支援) ②日中一時支援事業 ③自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

項目	内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がいがある人に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/

【現状・評価】

町内障がい者施設の利用者の作品展を開催し、継続した啓発事業を行っています。

内部障がいなど外見からは障がいがあることが分かりづらい人が、周囲に支援を求めるために有効となるヘルプマークについて、窓口やホームページで周知を行っています。

アンケート調査では、約3割の人が「障がいを理由とした差別を感じたり、嫌な思いをしたりした経験がある又は時々ある。」と回答されており、障がいがある人の障がい特性等に関する理解を深めるため、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

<確保の方策>

今後も、町内の障がい者施設の利用者を対象とした作品展を開催し、啓発事業を継続して行います。

ヘルプマークについては、窓口やホームページでの周知を継続するとともに、障がいのある人への「合理的配慮」や「障がいに関するマーク」等の周知に努め、障がいのある人が必要とする配慮等について理解の向上につなげます。

『ヘルプマーク』をご存じですか？



ヘルプマークとは？

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるものです。

ストラップによりかばんなどに付けて使用し、裏面に付属のシールを貼り、ヘルプマーク利用者が周囲に伝えたい情報や必要な支援の内容を記入できます。

ヘルプマークを身に付けることで、外見で援助や配慮が必要なことが分かり、公共交通機関で席を譲ってもらったり、困っている場合に声掛けをしてもらったりなどの援助が得やすくなります。

松前町では、福祉課障がい福祉係の窓口において配布しています。

② 自発的活動支援事業

項目	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現を図るため、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動に対して支援を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/

【現状・評価】

精神障がいに関心のあるボランティア団体の定例会に職員が参加し、メンタルヘルスの啓発や町の事業を紹介するとともに、ボランティア団体との情報交換や悩みの共有等を行い、活動への支援をしています。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

<確保の方策>

引き続き、ボランティア団体の定例会に参加し、情報提供等を行い、地域住民の自発的な活動を支援します。

③ 相談支援事業

項目	内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がいがある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターに専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・情報提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
障害者相談支援事業	実施箇所	6	5	83.3	6	5	83.3	6	4	66.7
基幹相談支援センター	設置有無	有	無	/	有	無	/	有	無	/
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	無	/	有	無	/	有	無	/
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/

単位：箇所、%/年

【現状・評価】

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、第5期計画期間における設置を目標としていましたが、専門的な人材の確保等ができなかったため、計画期間内の設置には至っていません。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所	5	5	5
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有

<確保の方策>

障がいのある人や家族が地域で安心して生活を送るためにも、今後も十分な相談支援が可能となるよう相談員の確保に努めます。

また、基幹相談支援センターについては、相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、必要な設置機能や役割の在り方について関係機関等と協議を進め、令和5年度末までの設置を目指します。

④ 成年後見制度利用支援事業

項目	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
成年後見制度利用支援事業	実施件数/年	1	1	100.0	1	2	200.0	1	1	100.0

単位：件、%

【現状・評価】

毎年度継続した利用実績があります。

障がいのある人の家族の高齢化に伴い、今後も利用者の増加が見込まれます。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数/年	2	2	2

<確保の方策>

障がいのある人の家族の高齢化等によりニーズが高まることが予測されます。障がいのある人自身の人権を守るため、今後は、広報や相談支援事業等を活用し、制度の周知に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

項目	内容
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	/	無	無	/	無	無	/

【現状・評価】

現状としては、後見人が不足する状況ではなく、法人後見に対するニーズがないことから、実績はありませんでした。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

<確保の方策>

高齢者を所管する係と連携し、必要に応じて本事業の活用に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行う事業です。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数/年	5	4	80.0	5	3	60.0	5	1	20.0

単位：人、%

【現状・評価】

利用実績は横ばいですが、講演会等をはじめ手話通訳の需要が増えてきており、手話通訳の人材確保が課題となっています。

要約筆記者の派遣については、要約筆記のボランティア団体の活動により充足できており、事業への需要が少ない状況です。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、利用者は減少しています。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数/年	5	5	5

<確保の方策>

今後も、利用ニーズに対応するため、研修等を通じて人材の確保に努めるとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業内容を広く周知します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

項目	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がいのある人用屋内信号装置等、障がいがある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の情報収集・情報伝達や意思疎通を支援する用具
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生品・用具
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	手すりの取付け、床段差の解消等小規模な住宅改修

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護・訓練支援用具	給付件数/年	4	1	25.0	4	0	0.0	4	3	75.0
自立生活支援用具	給付件数/年	6	5	83.3	6	5	83.3	6	2	33.3
在宅療養等支援用具	給付件数/年	6	4	66.7	6	3	50.0	6	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	3	3	100.0	3	2	66.7	3	1	33.3
排せつ管理支援用具	給付件数/年	670	646	96.4	700	608	86.9	730	612	83.8
居宅生活動作補助用具	給付件数/年	1	2	200.0	1	1	100.0	1	0	0

単位：件、%

【現状・評価】

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人のニーズに応じて必要となる用具を給付しています。

居宅生活動作補助用具以外の用具の給付が計画値を下回っているのは、障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険制度を利用する人が増加し、介護保険により給付を受けているためと考えられます。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付 件数/年	3	3	3
自立生活支援用具	給付 件数/年	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付 件数/年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付 件数/年	3	3	3
排せつ管理支援用具	給付 件数/年	622	642	662
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付 件数/年	1	1	1

<確保の方策>

今後も制度に関する広報に努め、より多くの方がサービスを利用できるよう努めるとともに、介護保険制度をはじめ他の制度との調整を図りながら、適切な用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚・言語機能等に障がいのある人の交流活動等を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
手話奉仕員 養成研修事業	受講者数 /年	2	0	0.0	2	2	100.0	2	0	0.0

単位：人、%

【現状・評価】

近隣市と合同で研修を実施し、令和元年度には2名の受講がありました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業が中止となったため、実績はありません。

今後も、高まる利用ニーズに対応するため、担い手となる手話奉仕員の養成を継続します。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	2	2	2

<確保の方策>

聴覚障がいのある人にとっては手話が言語であり、その重要性についての理解を深め、地域の誰もが安心して暮らせる環境づくりのため、広報等を通じて講習会への参加促進を図ります。

⑨ 移動支援事業

項目	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上不可欠な外出や社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の支援を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
移動支援事業	人数／年	22	22	100.0	23	21	91.3	24	13	54.2
	時間／年	1,514	1,844	121.8	1,583	1,892	119.5	1,652	996	60.3

単位：人、時間、%

【現状・評価】

平成30年度と令和元年度の延べ利用時間は、計画値を上回り増加傾向が続いています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて実績が減少しています。障がい者の社会参加を促進する上で、継続して事業を実施する必要があります。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人数／年	21	22	23
	時間／年	1,892	1,982	2,072

<確保の方策>

町内には移動支援を提供する事業所が1箇所ありますが、1箇所のみでは見込量の増加に対応しきれないため、引き続き圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいがある人の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、サービスの類型に応じて各種の訓練や意識啓発事業を行います。

センター機能強化事業のサービスの類型	内容
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の支援機関との連携強化のための調整、ボランティアの養成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	地域の障がいがある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所	無	無		無	無		無	無	

【現状・評価】

地域活動支援センターについては、町内のサービス事業者に対して設置の働き掛けを行っていますが、賛同を得られていないため、未設置となっています。就労継続支援B型の事業所が町内には5箇所あり、利用人員も増えていることから、就労継続支援B型の事業所が地域活動支援センターの機能も担っていると考えられます。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所	—	—	—

<確保の方策>

地域活動支援センターは、障がいのある人の創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する施設であり、障がいのある人にとって必要な施設ですが、町内には設置されておらず、圏域での設置も想定されていないため、引き続き町内の事業者と設置に向けて協議を進めていきます。

任意事業

① 訪問入浴サービス事業(日常生活支援)

項目	内容
訪問入浴サービス事業	在宅で身体障がいのある人で、移送が困難で自宅浴室でヘルパーによる入浴介助が困難な人に訪問入浴サービスを行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
訪問入浴サービス事業	実人数/月	2	1	50.0	2	1	50.0	2	1	50.0

単位：人、%

【現状・評価】

在宅での生活を支援するため、継続して事業を実施しています。
毎年度1人の継続した利用実績があります。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実人数/月	2	2	2

<確保の方策>

町内には訪問入浴を提供する事業所が1箇所あることから、町内の事業所と連携してサービスの確保に努めるとともに、事業内容の広報に努めて、事業の利用促進を図ります。

② 日中一時支援事業

項目	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的休息を目的としています。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
日中一時支援事業	実人数/月	11	12	109.1	11	12	109.1	11	8	72.7

単位：人、%

【現状・評価】

介護者の急病時等、障がいのある人が自宅で過ごせないときに必要となる支援であり、継続して事業を実施しています。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてサービスを提供する事業所が一時休止となったこともあり利用実績が減少していますが、毎年度継続した利用実績があります。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実人数/月	12	13	14

<確保の方策>

町内には日中一時支援を提供する事業所がないため、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めるとともに、事業内容の広報に努めて、事業の利用促進を図ります。

③ 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

項目	内容
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	障がいのある人に対して、自動車改造に要する費用の一部助成や、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するなど、社会参加の促進を図るための支援を行います。

<第5期計画における実績>

項目	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	利用者数/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0

単位：人、%

【現状・評価】

障がいのある人の社会参加を促進するため、継続して事業を実施しています。

令和2年度に自動車運転免許取得費助成の利用実績がありました。

<第6期計画における見込み>

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	利用者数/年	1	1	1

<確保の方策>

事業内容の広報に努めて、事業の利用促進を図ります。

第4章 第2期障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方

障がい児支援については、「松前町障がい児福祉計画」を定めて、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めてきました。

本計画では、これまでの計画の方向性を引き継ぎ、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努め、障がいのある児童の健やかな成長を支援します。

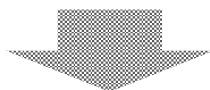
1 切れ目のない障がい児支援の充実

【現状】

- 第1期計画期間（平成30年度～令和2年度）においては、就学児を対象とする放課後等デイサービスの利用者が23.2%増加、障害児相談支援の利用者が36.4%増加しており、利用ニーズが高くなっています。
- アンケート調査で、放課後や休日の過ごし方について、約5割の障がい児が放課後等デイサービスを利用して過ごしていると回答しています。

【課題】

- 放課後等デイサービスや障害児相談支援については、利用実績が増加傾向にあり、引き続きサービス提供体制を確保する必要があります。
- アンケート調査で成長過程において困っていることとして、約4割の保護者が子どもと「コミュニケーションがとりにくい」と回答しており、育児に不安を抱える保護者への支援が必要となっています。
- 本町においても特別な支援を要する重症心身障害児や医療的ケア児がいることから、対象となる障がい児への対応が必要となっています。



今後の方向性

サービス事業者との連携強化や情報共有による相談支援体制の充実等を図り、障がい児の療育支援に対応できる包括的な支援体制を確保します。

また、医療的ケア児や重症心身障害児については、近隣の市町を含めた圏域での対応ができるよう、近隣市町や関係機関との連携を図ります。

2 障がい児福祉計画における成果目標

国の基本指針における成果目標及び第1期障がい児福祉計画における成果目標の実施状況を踏まえ、第2期障がい児福祉計画において計画期間内に達成すべき成果目標を設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針における成果目標
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域で設置された児童発達支援センターで、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

<第1期計画の実施状況>

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築と医療的ニーズへの対応等に向けて、令和2年度末までに児童発達支援センター、保育所等訪問支援提供事業所、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内における設置を視野に入れて提供体制の構築を目標としていましたが、町内への設置には至りませんでした。

なお、児童発達支援センターについては、平成25年度に松山市に、令和2年11月には伊予市に設置され、保育所等訪問支援も行っており、圏域内での療育支援体制が構築できています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、平成24年度に松山市、東温市に設置され、圏域内で支援を受けられる体制が確保できています。

医療的ケア児等の支援のための協議の場は、平成30年度に松前町地域自立支援協議会に設置しました。

■第1期計画における目標と実績

項目	実績値			目標値
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和2年度
児童発達支援センターの設置	圏域内確保	—	—	設置又は圏域内確保
保育所等訪問支援の体制構築	圏域内確保	—	—	設置又は圏域内確保
児童発達支援事業所 (重症心身障害児)	圏域内確保	—	—	設置又は圏域内確保
放課後等デイサービス事業所 (重症心身障害児)	圏域内確保	—	—	設置又は圏域内確保
医療的ケア児支援の協議の場 (平成30年度まで)	設置			平成30年度までに設置

＜第2期計画における本町の目標設定＞

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域内確保済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内確保済み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内確保済み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置・配置済 (配置人数1人)

【今後の取組方針】

児童発達支援センター、保育所等訪問支援提供事業所、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域内での提供体制を確保できしており、利用実績を考慮すると町内設置の必要性は低い状況であるため、第2期計画では設置を目標とせず、圏域内のサービス提供事業所や相談支援事業所等の関係機関との情報共有を図り、圏域内のサービス提供事業所等において障がい児の発達の段階や障がいの状態など個々の状況に応じた支援が受けられるよう努めます。

医療的ケア児の支援については、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議を継続し、支援内容等について検討するとともに、医療的ケア児コーディネーターと連携し医療的ケア児とその家族に対し必要なサービスの周知に努めます。

3 障がい児通所支援等に係る見込量の設定

(1) 障がい児支援

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育及び集団療育を行う必要がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上・下肢又は体幹の障がいがある未就学の児童に、児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ訪問し、障がいがある児童に対し、障がいがある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しもを行います。

<第1期計画における実績>

サービス名	区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
児童発達支援	人数/月	45	42	93.3	50	41	82.0	55	38	69.1
	日数/月	361	404	111.9	402	396	98.5	442	377	85.3
医療型児童発達支援	人数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等 デイサービス	人数/月	48	56	116.7	55	61	110.9	62	69	111.3
	日数/月	503	642	127.6	576	767	133.2	650	838	128.9
保育所等 訪問支援	人数/月	0	0	-	0	0	-	0	1	-
居宅訪問型 児童発達支援	人数/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0
障害児相談支援	人数/月	30	22	73.3	34	16	47.1	38	30	78.9

単位：人、日、%

【現状・評価】

第1期計画期間（平成30年度～令和2年度）においては、児童発達支援の利用者が9.5%減少しているのに対し、放課後等デイサービスの利用者が23.2%増加しています。これは、児童発達支援は未就学児を対象としているのに対し、放課後等デイサービスは就学児を対象としており、放課後等デイサービスの方が対象者の範囲が広いと考えられます。

障害児相談支援の利用者が36.4%増加しており、療育が必要となる児童に対し、サービス利用のニーズが高まっていることが考えられます。

<第2期計画における見込み>

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人数/月	38	40	42
	日数/月	367	386	406
医療型児童発達支援	人数/月	0	0	0
	日数/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人数/月	77	82	87
	日数/月	968	1,031	1,094
保育所等訪問支援	人数/月	1	1	1
	日数/月	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人数/月	1	1	1
	日数/月	3	3	3
障害児相談支援	人数/月	35	40	45

<確保の方策>

町内には放課後等デイサービスを提供する事業所が2箇所、障害児相談支援事業を実施する事業所が1箇所あります。また、放課後等デイサービス事業所については、計画期間内に1箇所整備される予定であるほか、圏域内に多数の事業所があります。しかしながら、各事業所によって療育支援の内容も異なっていることから、保護者がニーズに合った事業所が選択できるよう、今後も圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

障害児相談支援については、町内に事業所が1箇所ありますが、利用者の増加を見込んでおり、1箇所のみでは見込量の増加に対応しきれないため、町内の事業者に対し事業所の開設に当たって必要となる人員・運営基準等の情報提供に努め、町内事業者の参入促進を図ります。

児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、町内に事業所がないため、引き続き圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

今後もライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、圏域も含めた提供体制の充実を図り、療育の必要な児童やその家族が抱える、児童の発達への不安にしっかりと対応できる体制強化を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 庁内推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援などの福祉分野だけでなく、保健医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携・調整を図りながら計画を推進します。

2 地域との連携

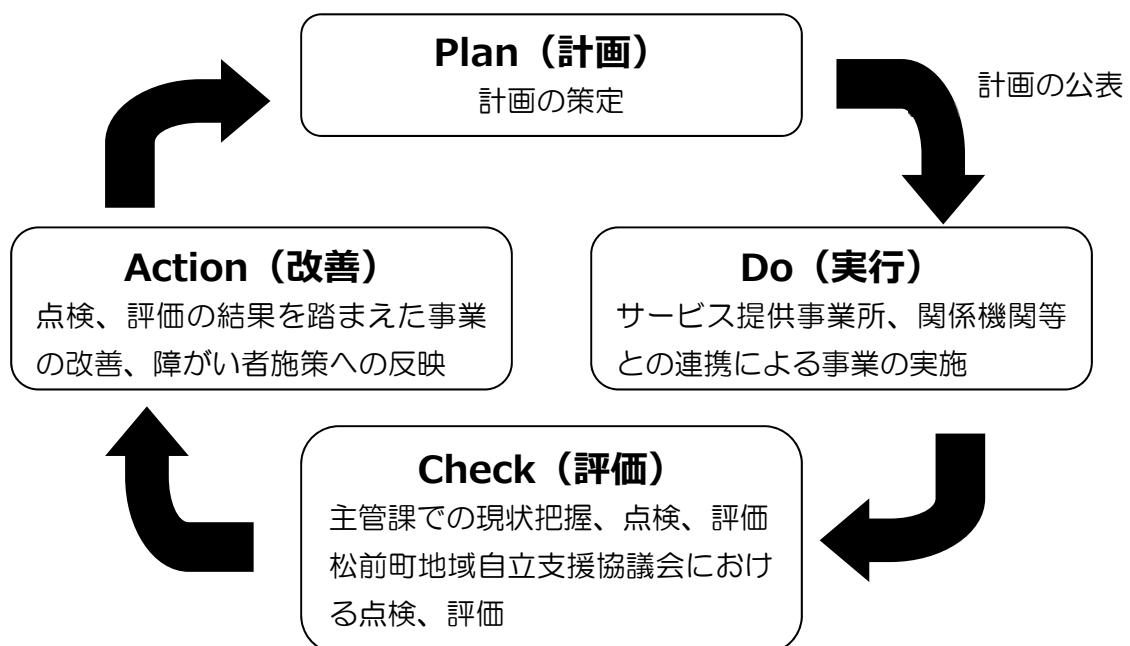
障がいのある人に対する各種の福祉政策を推進していくためには、地域住民をはじめ、福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO（特定非営利活動法人）、民間企業、関係機関等との広範な連携協働が不可欠となります。そのため、松前町地域自立支援協議会を中心とする地域の各福祉活動グループ機関等との連携・協働体制づくりを推進します。

3 計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、松前町地域自立支援協議会において、本計画の実施状況を点検・評価します。





■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料

1 障がい者に関するマークについて

 <p>ハート・プラス マーク</p>	<p>「身体内部に障がいを持つ人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）の障がいをお持ちの方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。</p> <p>このマークは、内部障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p> <p>関連団体等：特定非営利法人ハート・プラスの会</p>
 <p>障害者のための国際 シンボルマーク</p>	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>建物の規定など、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>このマークは、「すべての障がい者を対象」としたものです。</p> <p>特に、車椅子を利用する障がい者を限定し使用されるものではありませんが、一部誤った使用がされていることがありますので、ご注意ください。</p> <p>関連団体等：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p>
 <p>盲人のための国際 シンボルマーク</p>	<p>世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。</p> <p>WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがありますね。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。</p> <p>関連団体等：社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p>

 <p>聴覚障害者のシンボル マーク(国内：耳マーク)</p>	<p>聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障がいの方は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安が少なくありません。</p> <p>預金通帳、診察券などにこのマークが貼付されているなど、マークの提示をされた場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。</p> <p>このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p> <p>関連団体等：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
 <p>オストメイトマーク</p>	<p>人工肛門・人口膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>関連団体等：公益社団法人日本オストミー協会</p>
 <p>身体障害者補助犬(ほじょけん) 啓発マーク</p>	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p> <p>関連団体等：厚生労働省社会・援護局</p>
 <p>身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることになります。</p> <p>このマークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>関連団体等：各警察署交通課、交通安全協会</p>

 <p>聴覚障害者標識</p>	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることとなります。</p> <p>なお、聴覚障がい者が車を運転する際は、この標識の表示のほか、ワイドミラーの装着をしなければなりません。</p> <p>関連団体等：各警察署交通課、交通安全協会</p>
 <p>障害者雇用支援マーク</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障がいで就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>関連団体等：公益財団法人ソーシャルサービス協会 Tセンター</p>
 <p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p> <p>関連団体等：岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課</p>

2 松前町障害者基本計画等策定委員会要綱

松前町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年7月20日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成29年松前町条例第12号）第4条の規定に基づき、松前町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、障害者基本計画又は障害福祉計画（以下「障害者基本計画等」という。）の策定の都度、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 障がい福祉事業関係者
- (4) 保健福祉関係者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から町長に障害者基本計画等に係る意見の答申をした日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

3 松前町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

	委嘱理由	所 属	氏 名
1	(1)	むかいだ小児科 (伊予医師会松前支部長)	向田 隆通
2	〃	医療法人 光佑会 くるだ病院 (院長)	黒田 典生
3	〃	愛媛県立医療技術大学 (准教授)	中平 洋子
4	(2)	伊予地区精神保健ボランティアグループ しおさい	重松 賀代子
5	(3)	公益財団法人 日本訪問看護財団 (相談支援専門員・社会福祉士)	西村 幸
6	〃	社会福祉法人 あゆみ学園 (児童発達支援管理責任者)	今村 高博
7	〃	特定非営利活動法人 福祉親愛会 (サービス管理責任者)	河崎 礼子
8	〃	えひめ障がい者就業・生活支援センター	鹿島 俊昭
9	(4)	介護給付等審査会委員 (前愛媛県ナースセンター長)	大西 満美子
10	〃	松前町社会福祉協議会 (事務局長)	吉本 寿俊

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 障がい福祉事業関係者
- (4) 保健福祉関係者

4 策定経過

年	月 日	内 容
令和2年	7月1日(水)	第1回松前町障害者基本計画等策定委員会
	7月17日(金)～ 7月31日(金)	事業所調査、団体調査の実施
	8月12日(水)～ 8月31日(月)	アンケート調査の実施
令和3年	1月18日(月)～ 1月26日(火)	第2回松前町障害者基本計画等策定委員会 (書面開催)
	2月16日(火)～ 3月1日(月)	パブリックコメントの実施

松前町
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行年月： 令和3年3月

発 行： 松前町

編 集： 保健福祉部 福祉課

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字 631 番地

TEL 089-985-4112

FAX 089-984-8951
